

乙

特252

223

調査資料第七十七輯
昭和十六年一月

農機具の協同利用化事例

産業組合中央會



始



特 252
223

例 言

一、本書は優良なる農機具の協同利用事例を現地調査により取纏め、部落協同體制運動の一環としての農機具協同利用化運動を推進するため指導者の参考資料として編輯せるものである。

一、現地調査は愛媛縣丹原町組合については、その組合員たる北市農事實行組合を、岡山縣田邑村組合は宿、川西農事實行組合を中心とし、秋田縣三輪村組合については、村及部落（農事實行組合）を対象として十一月下旬より十二月中旬に亘り各三日間宛調査した。

一、現地調査及取纏は、本會佐久間慶一、中谷重治の兩君が當つた。
一、實地調査に際しては當該町村の産業組合長・各農事實行組合長農會職員各位の熱心な御助力に負ふ所が多かつた。特記して感謝の意を表す。



昭和十六年一月



産業組合中央會

目 次

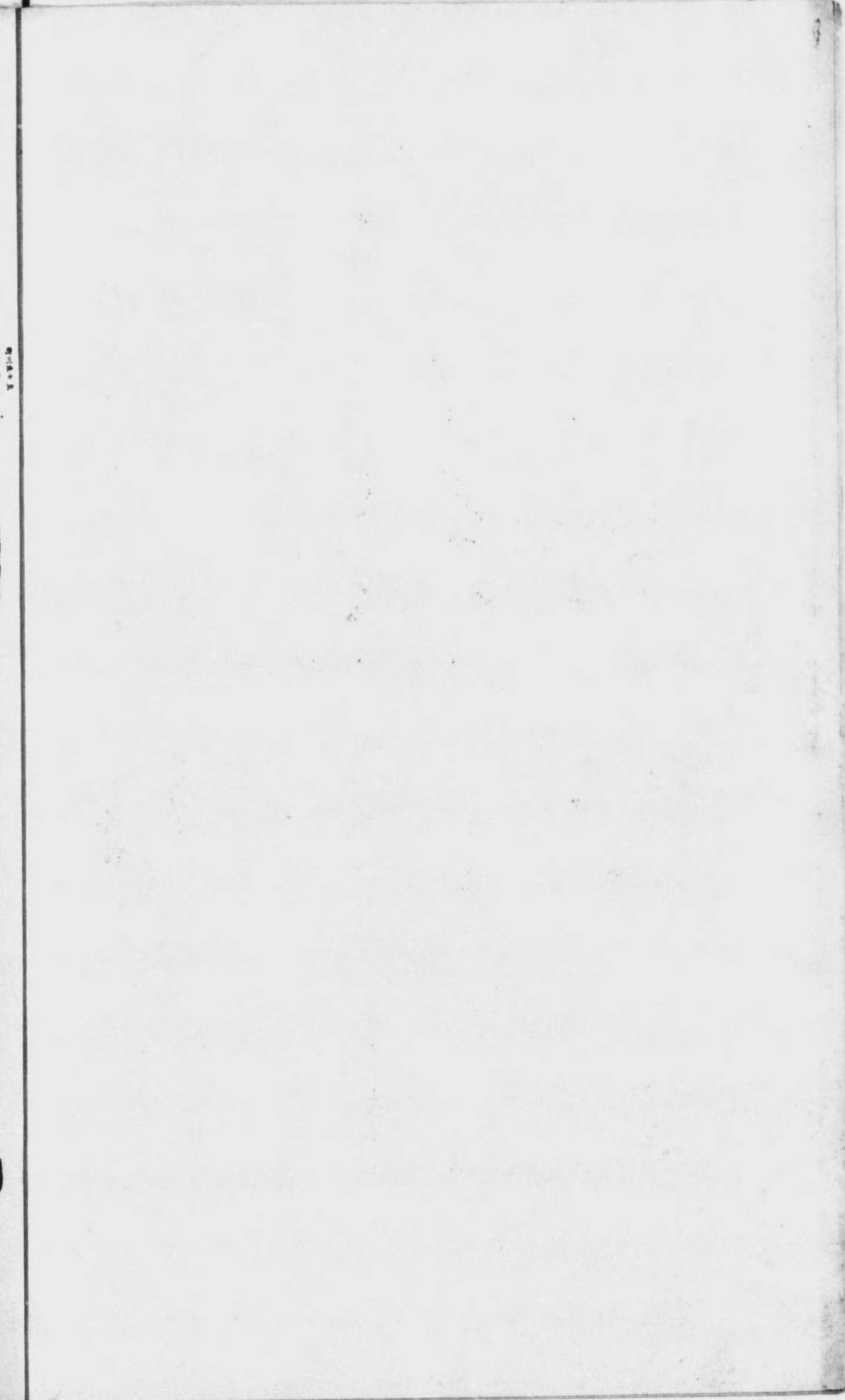
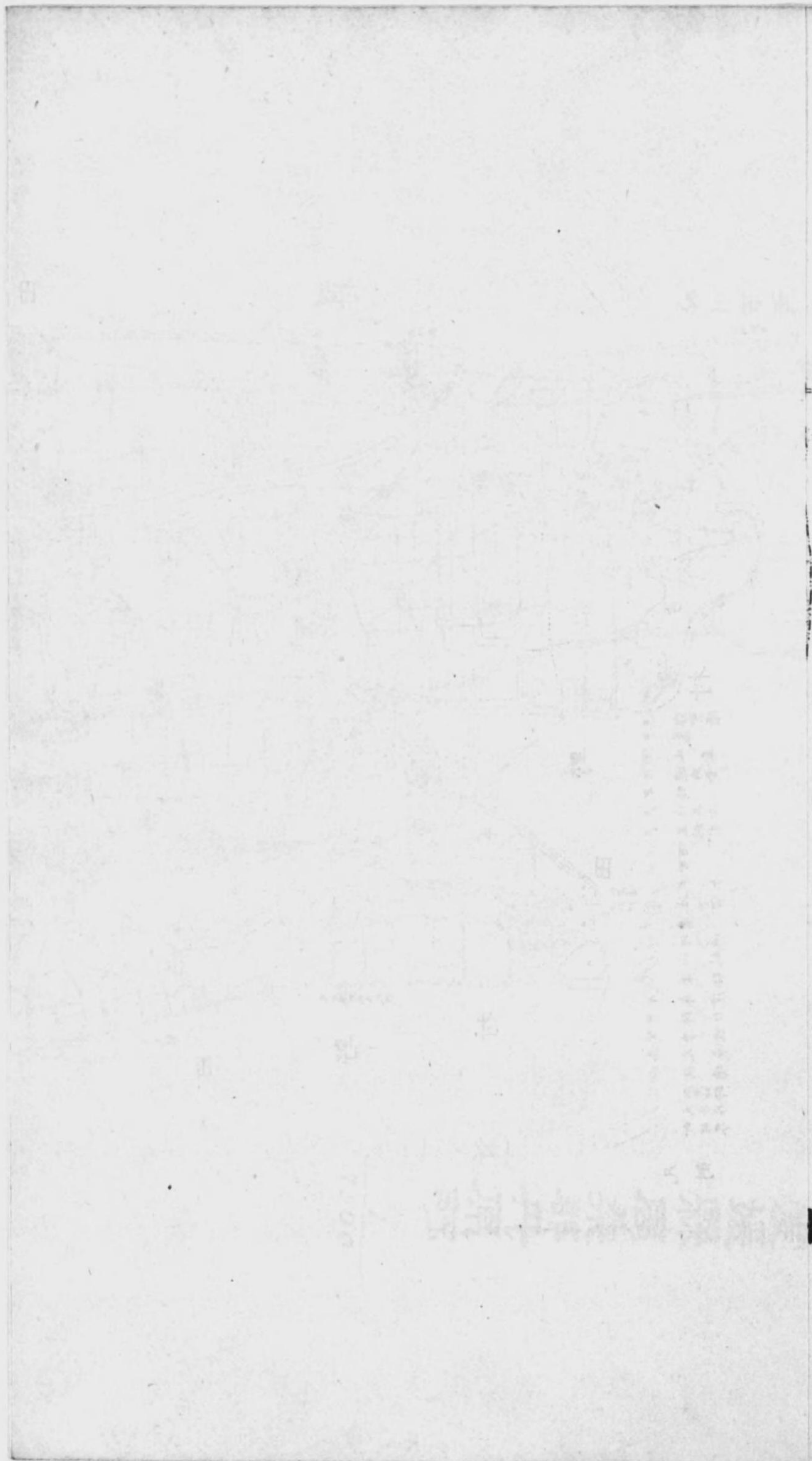
一、農機具協同利用化に就いて……………(一)	二、農機具協同利用事例……………(八)	秋田縣雄勝郡三輪村 責任 三輪 信用販賣 購買利用 組合……………(五二)
岡山縣苫田郡田邑村 責任 田邑村 信用販賣 購買利用 組合……………(二九)	愛媛縣周桑郡丹原町 責任 丹原町 信用販賣 購買利用 組合……………(八)	岡山縣苫田郡田邑村 責任 田邑村 信用販賣 購買利用 組合……………(二九)



岡山縣苫田郡田邑村川西農事實行組合
第二班ノ共同脱穀作業狀況



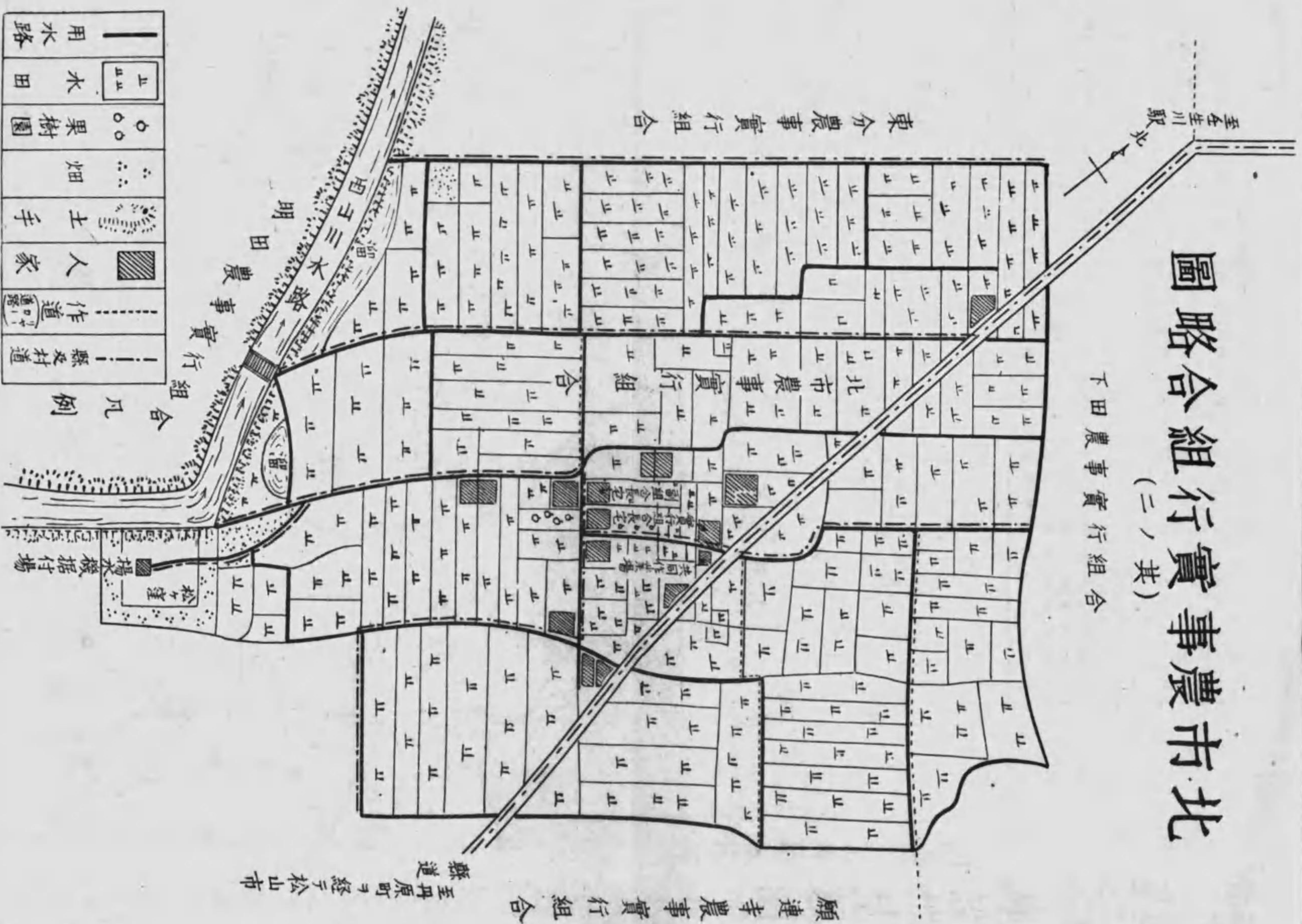
同 川西農事實行組合第四班ノ扱摺
作業狀況



北農事實行組合略圖

(其ノ二)

合組實行農事田下



願連寺農事實行組合

至丹原町ヲ經テ松山市
縣道

合組凡例

——	用水路
田	水田
○	果樹園
...	畑
土	土手
■	人家
— · — · —	作道
— · — · —	縣及村道

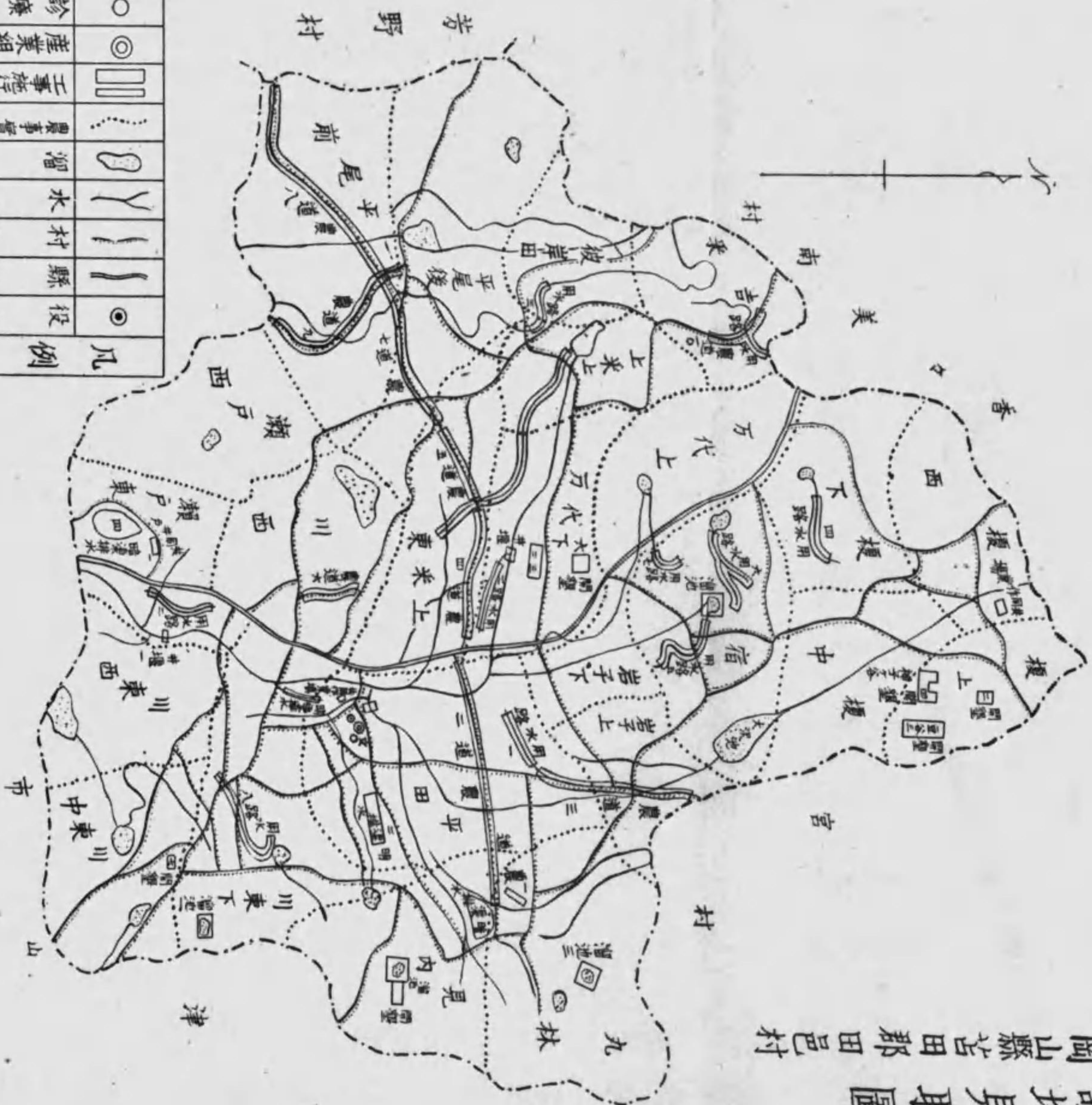
經濟更生計畫 施設地見取圖

岡山縣苫田郡田邑村

番號	名稱(位置)	番號	名稱(位置)
一	丸林線	八	遠戸島線
二	中暇線	九	戸島線
三	岩子線	一〇	藥師線
四	上采東線	一一	瀨戸井筋
五	上采上線	一二	栗谷井筋
六	二子尾線	一三	岩崎井筋
七	平尾線	一四	神子ヶ谷
八	二谷前一號	一五	滑井堰
九	三ヶ二號	一六	道城井堰
一〇	柳原	一七	用水路
一一	明渠排水	一八	天神山線
一二	鹽坪	一九	滑井筋
一三	螺砂池	二〇	大嵯井筋
一四	開墾	二一	新池井筋
一五	一勝負谷	二二	池田井筋
一六	二長谷		
一七	井堰		
一八	三豆谷		
一九	四神子ヶ谷		
二〇	一岩崎井堰		
二一	二滑井堰		
二二	三道城井堰		
二三	六半田		
二四	七愛宕山		
二五	共同作業場		
二六	一本所		
二七	二支所		
二八	三大成線		
二九	四共同井戸		
三〇	五瀨戸		
三一	六新池井筋		
三二	七池田井筋		

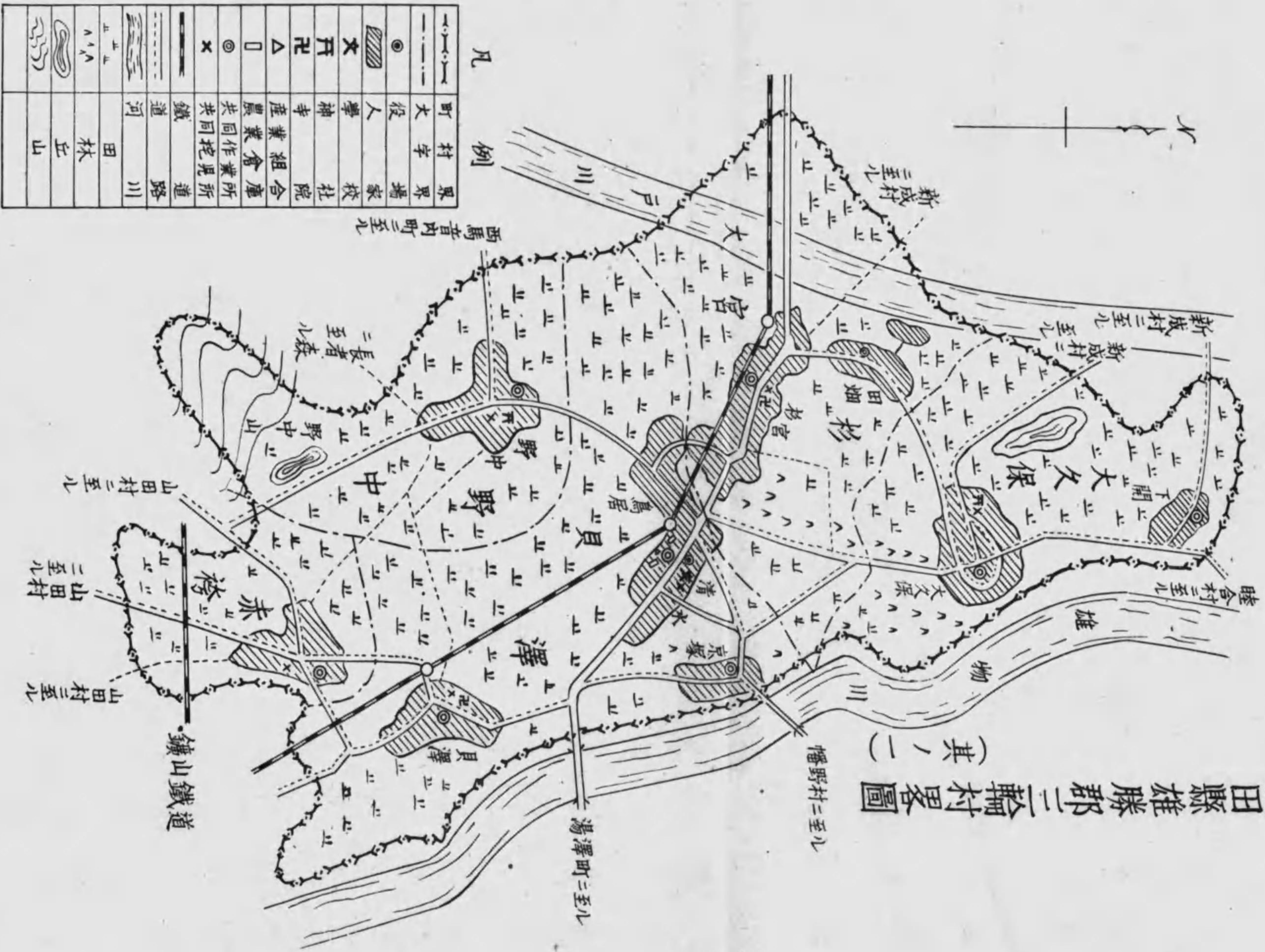
凡例

●	役場
	縣道
	村道
Y	水路
○	溜池
	農事實行
	工事施行所
◎	産業組合
○	診療所
○	學校



秋田縣雄勝郡三輪村畧圖

(其一)



凡例	
界	界場
町	町役人
村	村字
●	大戸
△	神社
○	寺
×	農産
—	共同
—	鐵道
—	河
—	道
—	路
—	川
—	田
—	林
—	山

西馬音内町ニ至ル

長者ニ至ル

山田村ニ至ル

山田村ニ至ル

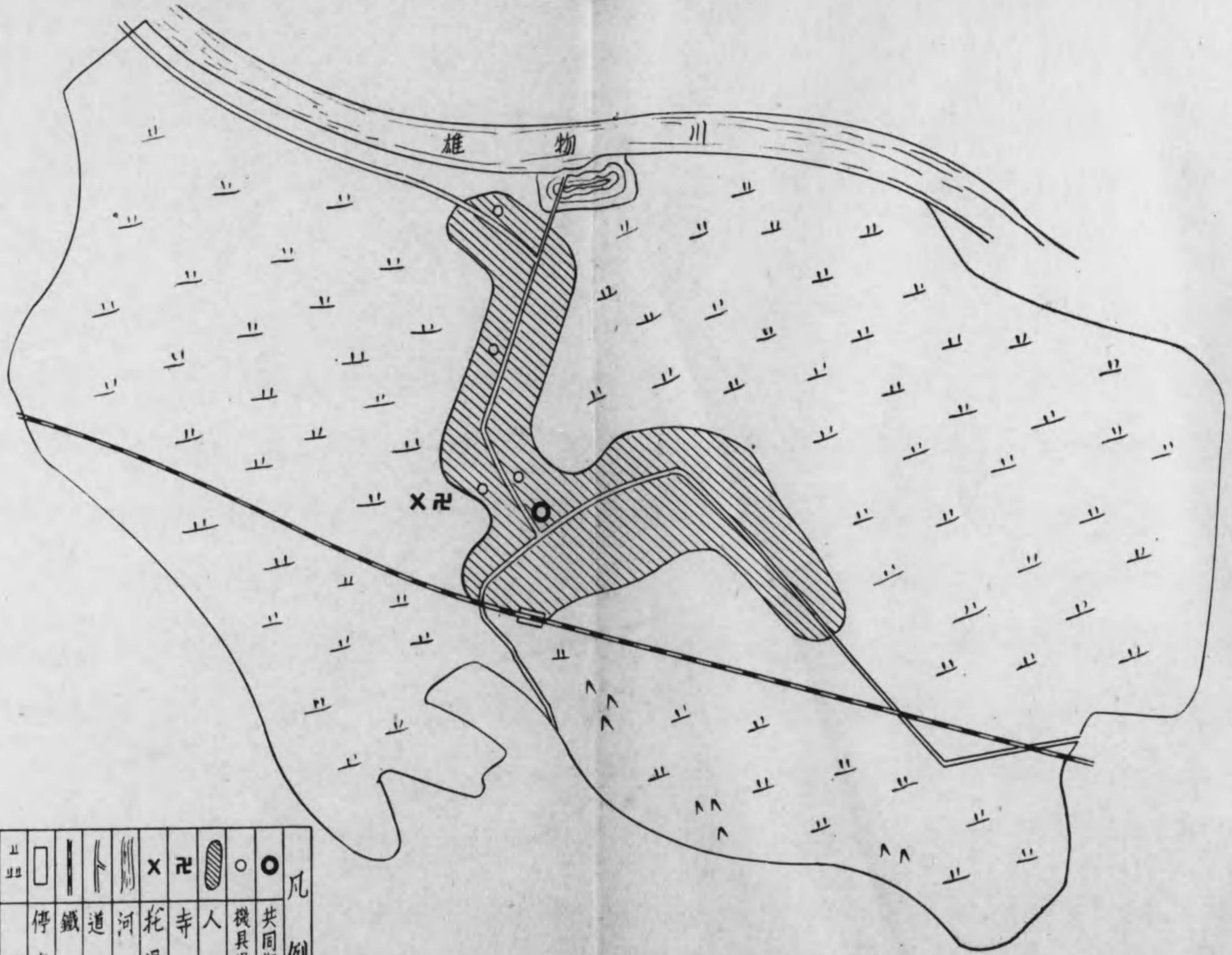
山田村ニ至ル

鑛山鐵道

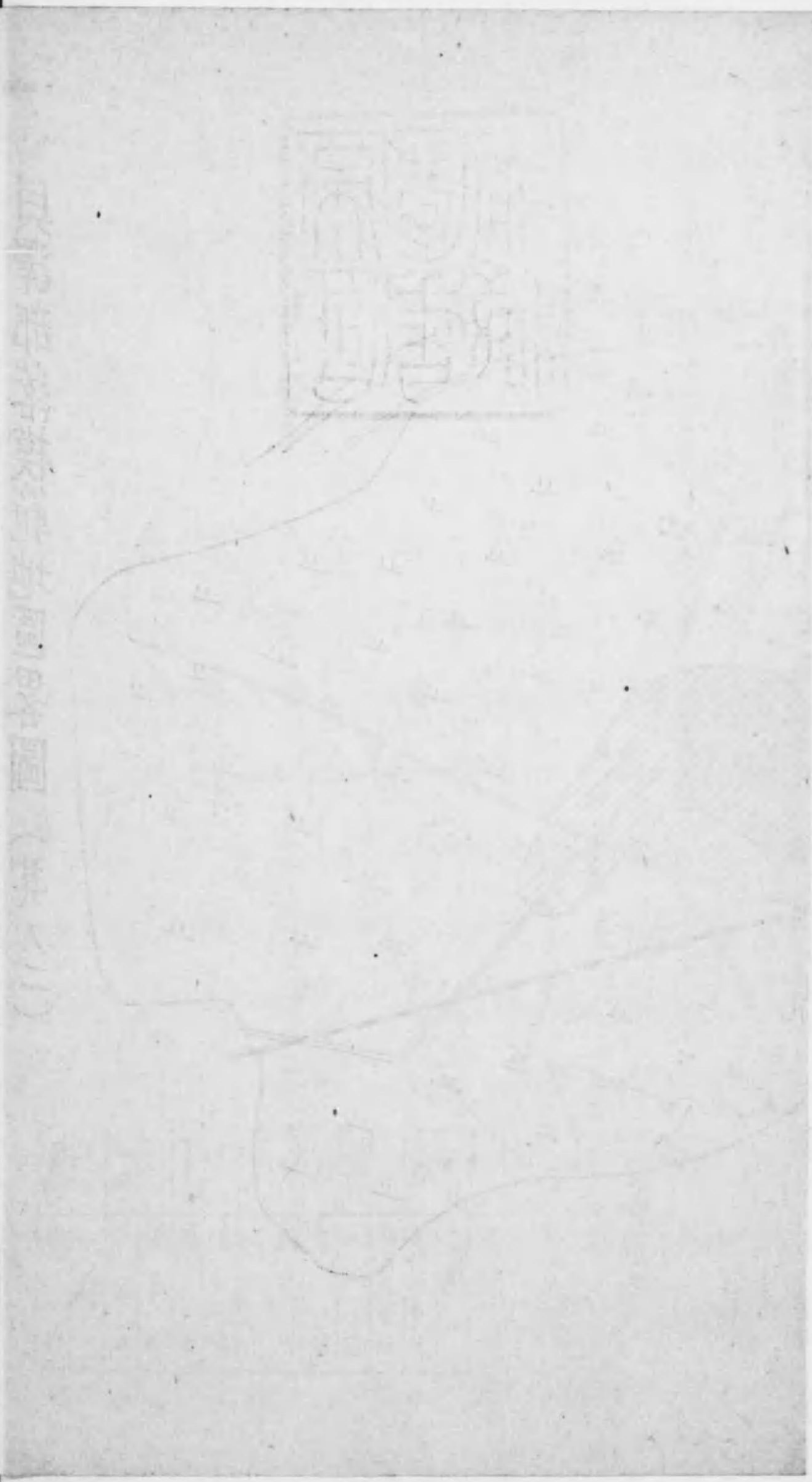
權野村ニ至ル

湯澤町ニ至ル

貝澤部落模範地區畧圖（其ノ二）



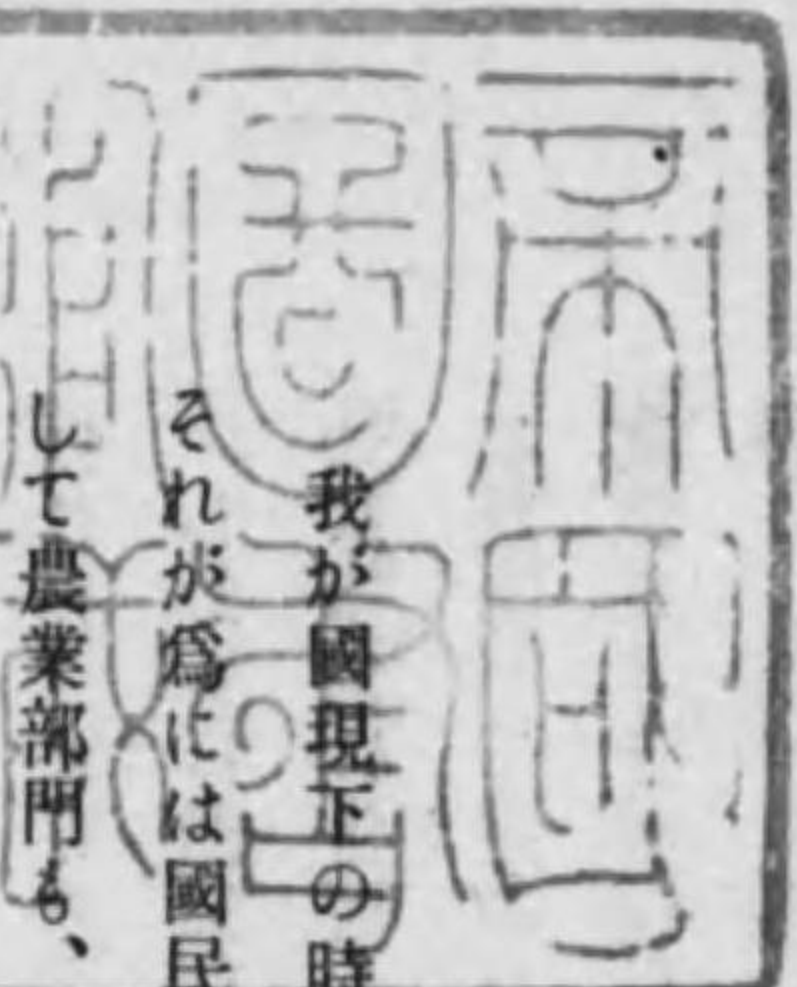
											凡例
原野	林	田	停車場	鐵道	道路	河川	托兒所	寺院	人家	機具保管所	共同作業所



一、農機具協同利用化に就いて

- 一、まへがき
- 二、農業機械協同利用化の基礎
- 三、むすび

まへがき



我が國現下の時局は支那事變の長期化と國際情勢の急轉により高度國防國家の完成を急務とし、それが爲には國民の産業・經濟其の他あらゆる部門に亘り新體制の確立が要請せられ、その一環として農業部門も、また農業生産力擴充を基調として再編成を必然的ならしめてゐる。

事變の農村に要請するところのものは言ふまでもなく農業生産力の維持擴充なるも反面に於て事變は増産を阻む幾多の惡條件の増成を來してゐる。従つて之等の障害を克服し増産の目的を達するには従來の農業生産手段に關し適正なる改革を加へられねばならない。就中、不足せる勞働力及資材の最も有効なる配置が増産遂行上極めて重要な問題となつてゐるのである。

かゝる見地よりこれが一解決策として本會は夙に農機具協同利用化運動の推進を提唱し來つた次第である。

過去の我國農業經營を省りみれば、農村にあつては勞働力が過剰で、寧ろ、餘剩勞働力を如何に生産化し、貨幣化するかといふ事が中心の問題であつた。その爲多角經營、農村工業の問題等が叫ばれた。ところが今事變を契機として、急激に勞力不足といふ問題が起きて來たのである。

しかるに農業部門に於ては國民食糧及その他重要農産物の生産擴充に萬全を期せねばならない痛切な事情に當面してゐる。勿論農業生産は勞力、土地、肥料、資材、飼料等の農業生産要素が適度に結合してなされるのであるから、あらゆる生産要素と關係がある。従つて農業生産力も種々なる觀點より仔細に研究されねばならない。そこで其の主なるものとして勞力と農業用資材に大別して見るに何れも重要な要素ではあるが、より基礎的なものは勞働力の問題であらう。

然るに農村は事變に依り急に多くの應召者を出し又重工業の重要性によりその方への勞力吸収と更に國策たる滿洲移民等により急激に青壯年の主要な勞働力が多數農村から送出されたのである。斯の如く生産上極めて不利なる條件の下に向且つ増産を圖らなければならないのであるから、不足せる勞力の對策、即ち勞力の補給調整は生産確保上焦眉の急を要する問題である。現在農村に於ける青壯年の減退から老幼婦女子等の劣等勞力をも臨時的に動員されつゝあるが、しかし健全なるも

のではない。又勞働の強化及び勤勞奉仕など時間的延長や臨時動員による量のみ補給では正常なる對策とは言へない。即ちこれ等は皆生理的な亦技術上の制約があり、合理的勞働能率増進、合理的な勞働強化、合理的な勤勞奉仕として、効果を長く期待しうるには至つてゐないからである。

斯の如く著しき勞働力の質・量の低減を調整補強し生産力のより擴充を圖るには主として農業勞働技術の高度化に俟つより途は無いのである、即ちその一つの方法として農業機械化が必然的に叫ばれる所以である。而して問題となるのは機械用資材であるが、戰時に於ける金屬、殊に鐵、其の他の重要物資の軍需以外に於ける使用消費の可及的節約を強制される現狀に於ては農業機械の充分な供給は到底望まれないし亦將來緩和される見込も殆んどない。其處で之が緩和對策の一方法として農村に現在普及してゐる農業機械を以て廣く農家相互の間で協同的に利用することであり、また新しく供給される農機具の最も合理的な利用が極めて大切となるのである。然るにその事實より徴して農業機械は非常に地方的に偏在してゐる事と其の上利用方面を見ても常時利用し得るにも拘らず單に季節的であり、或は個人又は少數の者が利用するに過ぎない、亦新規の農機具の購入は獨り資力の有る者のみに獨占され、我が國農業の大部分を占める零細農は經濟的に之が利益を享受することが不可能に近いため吾國農業機械の利用率が概ね甚だ低い、従つて其の利用率を高めるには農機具の協同利用化が必要であり、これにより勞力の補強を可能ならしめ事變下の農業生産の維持増

進に資することが出来ると同時に物資の節約にもなり得る譯である。農林省では此の點に鑑みて「農業機械移動配給調整施設の助成」なる名目の下に農業機械の協同利用及利用率の高度化の爲助成金を交付せられ来た所以である。故に新しい農業機械の需め難いこの際、現在農村に於ける農業機械の偏在の調整及個人若は少數の協同利用等の利用率低いものを有効に高め、農業機械利用の普遍合理化をなし、農業生産力の確保増進特に計畫的農業生産の遂行に資さねばならぬ。故に農村は何としても、新設のものは勿論既設の農用機械を出来る限り有効適切に利用し尙其の上に之が保存期間を永からしめる様凡ゆる努力を盡さねばならぬ現状にある。

農業機械協同利用化の基礎

農業機械化は農業労働に如何なる作用を及ぼしつゝあるか、即ち農業機械が労働者に與ふる利益は疲労の減退と労働日数の短縮であつた。併し乍ら今日の經濟組織の下に在つては單なる機械化によつては人間労働が機械力によつて放逐される結果を來し亦農業の機械化と有畜農業との關係は農業機械化政策につき何れも研究すべき點であらう。吾が國の様な米作養蠶を主とする小規模農業にあつては農業機械化は常に協同化が必要である。即ち労働技術的にも經濟的にも協同化が要求される。然らば農業機械協同利用化については、機械の規格、性能、農家戸數、各戸に保有されてゐる勞

働力の質及量、農業經營内容、面積等を基礎として實驗的に確められた規模に依らなければならぬ。特に經營内容であるが、吾が國の農家經營は家族労働力に依存する所謂家族的勞作經營であるから農業機械協同利用化は勿論これを對象とせなければならぬ。

而して農業機械協同利用化に依り經營を安定せしめ、その活動の促進を圖るに當つては何んと云つても組合員相互の理解と渾然一體となつての協同が基本でなければならぬ。そしてその部落の事情を良く洞察して且將來部落の進展すべき方向を見通して定めることであらねばならぬ。それには部落は常に共存同榮を本旨として、奉仕的觀念を忘れてはならない。仕事をするに常に研究的であるべきである。而してその實踐的具體的な推進力として農業共同作業の機能を確認しなければならぬ。農村の聚落は自然村として一般に觀念せられ多分に共同社會的性質をもつてゐる。その原因は舊幕時代の貢租の一村連帶の制度、五人組の相互扶助、相互檢索の制度、自給自足の獎勵政策、移住禁止、通婚制度等の政策、各種講の制度、氏子の制度、土地共有又は共同收益の制度等が擧げられる。斯様に農村社會生活は斯る部落の社會機構の上に行はれ、即ち相互交渉の具體性とか共同性とか多面性とか熟知親昵性といった様なものゝ上に形成せられてゐるのである。而して事變と共に農業が生産諸力の新たな發展の爲に協同的農業生産への轉換を機として、慣習的協同組織の上における生活を再認識されつゝある。

農業共同作業は斯る任務をもつことは廣く認められねばならない。而して農機具協同利用化も茲で共同作業（共同労働）と密接な関係がある。謂ふまでもなく共同作業は農業の生産の初めから終りまで共同で行ふ全部的共同作業（共同經營）と農業生産の中の一部分例へば田植なら田植丈といふ様な部分的共同作業とがあるが、後者が所謂一般に言はれる共同作業（共同労働）である。それは吾國にありては家族労働を中心として生活の維持と云ふ事が目的とされてゐる貧弱な小農經濟の特質から來てゐる。即ち吾國の農業經濟といふものは生産（農業經營部面）と消費（生活部面）とが密接不可分なる関係を物語つてゐて切り離すことが出来ない状態にあるからである。次に農機具協同利用化の發展方面と限界についても自ら限度がある。共同によれば協業と分業から同じ作業に又は聯絡せる作業に計畫的に相並び相共に作業することが出來、而も適材適所により能率を増進され、又直接農業生産行爲の能率増進ではないが家事労働の節約のため共同炊事、托兒所が附帯事業として取り擧げられる様になる。而してこれ等が有機的結合をなし運營され、労働生産力の減退を克服すべきものと期待してゐるのである。併しこれもその土地の状況により限界が存するのである。この點については技術的に見ても又政策的の立場から考へてもその改善の必要性が存するのである。

む す び

要するに以上の如く農機具協同利用化は技術的にも經濟的にも必要性が存するわけで、少き農機具資材を以つて、農業機械化を進め、物資の節約と生産力擴充の兩目的を同時に達成し得る施策である。

言換へれば戦時下に於ける農業機械資材確保の困難に對處しつゝ、農業經營を高度化するため、究極は増産の合理的手段として將來一層推進せねばならぬのである。

二、優良農機具協同利用事例

保証 責任 丹原町信用購買販賣利用組合

——愛媛縣周桑郡丹原町——

一、町の概況

位置

丹原町は愛媛縣の東部に於て南は嶺峯たる石鏡山脈西及北は累々たる高繩山脈に圍繞せられ東は燒灘に面したる周桑郡平野の中央に位し徳田、周布、田野の諸村により圍まれる。茲に主要地及び附近町村への距離を示せば、松山市十里十四町、西條町三里三十三町、今治市五里二十三町壬生川町一里十五町、徳田村二十四町、周布村二十三町、田野村一里八町である。

地勢

丹原町は西部に僅か丘陵を負ひ東に向つて僅少なる傾斜を有す。一面平坦にして河川は西より東に流れ、西山川北部に古河川中部に貫流し、東部に於て共に合して横河となり、徳田村を貫流せる天里川に流入して海に注ぎ徳田、周布、田野の諸村と隣接してゐる。

本町の池沼は古來用水貯藏の爲築造或は自然の水溜を利用したるもので天然の水利に恵まれたる町である。而して西方に僅か丘陵あるのみで其大部分は平野である。

平野の地質は最近の時代たる近世代第四紀の新層で大字池田、丹原、願蓮寺の地方は母岩結晶片岩より成る沖積土であつて化學的成分は豊富、且つ吸収力も強く理學的性質も中庸である。大字久妙寺及今井の大部分は母岩和泉砂岩よりなる礫質壤土で化學的成分は加里に富み磷酸には極貧弱である。吸収力は比較的強く理學的性質も亦良好である。表土は三寸乃至四・五寸である。山陵部は高繩山脈の大部分を構成せる花崗岩と和泉砂岩との二部より成る。雨量は一年平均一三三〇耗で一般に水利關係は良好である。

産業

本町は耕地田三四五町九、畑三一町、山林二〇町四、宅地七八四五四坪にして戸數七三五戸、内農業專業三二五（兼業六一）戸、商業專業二〇五（兼業一五）戸、工業專業一〇五（兼業四三）戸、其の他一〇〇戸で現在人口男二三九八人（内出稼者五〇八人）女二三六二人（内出稼者四六七人）である。産業別収入に就いては次の如し。

農業	五九一、〇〇〇圓
工業	一〇五、〇〇〇圓
其ノ他	不明

内主要農産物は米八四九〇石、麥六五八四石である。

經濟

池田南組	一六	一四、五八	一、五七	二九	三三	二〇	一六	一	二	一	一九
池田北組	一一	一五、〇一	一、一六								
池田西組	一〇	一三、七六	一、三〇								
池田明田	七	六、六一	〇、八一								
久妙寺新出下組	一一	一三、七六	三、〇四								
久妙寺新出上組	一一	六、六一	四、六三								
寶光寺	一一	一七、八〇	一、八一			四					五
辻組	一一	六、二二	一、三九								
本陣	一一	一九、八〇	三、六五								
御原家	一一	八、四八	一、六一								
丹原平松	一一	二、九九	〇、二二								
顯蓮寺共榮	一一		〇、三〇								
出雲	一一		〇、三〇								
計	三四七			二九	三三	二〇	一六	一	二	一	一九

備考 一印は其の組合が共有なることを示す揚水機の電動機臺数は十二臺なり

以上大体本町の概況即ち位置地勢産業經濟と動力農機具普及状況に就いて述べた次第であるが、次に協同利用地區として北市農事實行組合の事例を具体的に述べることにする。

一、協同利用地區の概況

イ、農機具協同利用地區内の地勢並其の概況

組合の名稱 北市農事實行組合
 位 置 丹原町大字池田字北市
 區 域 字北市一圓を以て組織す。
 創立 年 本組合は大正五年任意申合せ組合として設立し、昭和十三年に法人化せるものである。
 組合の戸數 組合全戸數一三戸内自作一戸、自作兼小作九戸、小作三戸にして專業農家十戸兼業農家三戸
 (教員一戸線路工夫一戸會社員一戸)である。
 組合役員 組合長 一名……(現在) 徳永 明氏 副組合長 一名……(現在) 渡邊實一氏
 組合員の田畑面積 田、一五町四反八畝 畑、一町一反九畝 計 一六町六反七畝、一戸當一町二反七畝
 耕地所有面積別戸數と耕作面積別戸數

面積別	耕地所有面積別戸數	耕作面積別戸數
五反以下	五戸	二戸
五反一町	四戸	三戸
一町一二町	四戸	八戸

 組合の地勢 耕地は平担で地質は粘質壤土である。耕土四寸一五寸、水利關係は松ヶ窪といふ泉を利用する。即ち地下水の豊富なる湧出によるもので農機具協同利用の動機は大正五年揚水機を共有として据付け利用せるを嚆矢とする。
 交通 縣道が通じ交通は便利である。今治市に五里。壬生川驛二五町

主要農産物

種類	作付面積	数量
米	一五町四反八畝	四九〇石
小麦	三町五反五畝	一二四石二斗五升
裸麥	九町二反	二三〇石
紫雲英	二町	二四、〇〇〇貫

ロ、農機具協同利用の動機事情及利用後に於ける経過概況と成績
農機具協同利用の動機事情及利用後の経過概況

大正五年揚水機の協同利用による好成績の結果それを使用する労働關係並に農家經濟上に影響を及ぼす所尠からず之が動機となつて次第に農用機械協同化の發展的基础となつた。

組合の施設事業

(イ) 農用器具機械協同利用による作業

- 灌漑 稻麥脱穀 粃 摺
- 精米 精麥 耕 耘
- 碎土 噴霧消毒
- 共同作業
- 米の共同受檢

以上の如くその開始概況は大正五年に揚水、昭和七年に脱穀、粃摺、精米、精麥、昭和十年噴霧消毒、昭和十四年耕耘、碎土、脱穀、昭和十五年更に脱穀をなし次第に量的（機械普及臺數）にも質的（其の成績）にも向上しつゝ現在に及んでゐる。

其の成績

農機具協同利用の成績を具体的に述べる前に動力農用機械運轉技術者について述べる。

本組合は專業農家十戸は全部技術を有してゐるが、その習得方法は彼等農民の努力と縣農事試驗場主催の發動機取扱講習會に副組合長が講習を受けそれを組合員が見習ひ實際的に技術を習得したものである。

1、作業の時期及日數延時間數と作業成績

作業の種類	時期	日數	延時間數	作業分量
稻 扱	十一月下旬—十二月上旬	一四日—一五日	一四〇時間—一五〇時間	電動機によるもの 一七二石 石油發動機によるもの 一九六石
粃 摺	十二月中下旬	二〇日	二〇〇時間	同
麥 扱	六月十日—六月廿日	一〇日	一〇〇時間	三五四石二斗五升
精麥	年中	原則として一日 置に使用する 四ヶ月間	（十四年度は三〇日早登 すの際は一二〇日間運轉）	部落食米分のみ 組合區域内一五町四反八畝 組合區域外即ち組合員外一〇町 計二五町四反八畝
揚水	六月上旬—九月下旬	三日	三〇時間	七二町
耕 耘	五月下旬（紫雲英） 十一月（麥作）	三日	三〇時間	七二町

碎土	十一月	一五日	一五〇時間	一〇町
藥劑消毒	四月中旬一下旬	一五日	九〇時間	三町三反

2、消耗品の名稱種類數量價格 (昭和十五年度一ヶ年分)

農具名	消耗品		平均一臺分
	名稱	數量	
石油發動機	燃料	二〇罐	一七、五〇
石油發動機	揮發油	一罐	一、二五
	モビール油	一罐	二、七五
	モーター油	一升	〇、三八
	グリス	二罐	〇、六〇
	ワックス	二個	〇、四三
總計	ゴムロール	一組半	七、五〇
總計	瑞光ゴムロール	九八、六〇	二二、九一

3、修繕又は改造等を爲したる物品の名稱種類價格 (十四年度及十五年度分の二ヶ年間)

機械名	名稱	修繕又は改造		價格	備考
		種類	數量		
揚水機	電動機	取替	一合	八五〇、〇〇	十四年度分
耕土機	變壓器(閉分器)	取替	一合	一六〇、〇〇	
耕土機	クランク燒玉	修繕	一個	四、六〇	十四年度分
石油發動機	ギア	修繕	一個	三五、〇〇	
計	白	取替	二個	七、五〇	十五年度分
		取替	一個	一〇、〇〇	
揚水機	ベルト五吋	取替	(純皮) 三八尺	一〇七三、六〇	十五年度分
揚水機	二吋半	取替	五〇尺	二八七、八八	
計	排氣用電動機	取替	一馬力	二五、〇〇	十五年度分
		取替	一合	一一七、〇〇	
計	排氣用ポンプ	取替	一合	一六〇、〇〇	十五年度分
		取替	一合	八、五〇	
計	爪	取替	一ヶ	五〇八、五八	十五年度分

4、協同利用による生産物の販賣方法
米は國家管理米として、共同受檢をなし直ちに産業組合農業倉庫に保管する。

5、副産物の種類、販賣又ハ利用方法

稻藁、粃穀、米糠、麥稈、麥イガは各農家個人にて利用し協同的に販賣又は利用方法は未だ實施されてゐない。米糠は飼料として粃穀は堆肥、燃料、養蠶用等に藁は藁細工用特に叭の製造に用ひられ又飼料、燃料、其の他に用ひられる。碎米、粃は飼料とし、麥稈は薪代用、屋根葺用に麥イガは堆肥用に利用されて居る。

ハ、協同利用地區内労働關係

地區内總人口 男 三〇人 女 四一人 計 七一人
 農業従業者 男 二一〇 女 二一〇 計 四二〇

年齢別農家人口

性別	年齢別		
	一五歳以下	十六歳—六十歳	六十歳以上
男	六人	一八人	六人
女	一五〇	一六〇	一〇〇
計			三〇人

年齢別農業従業者

性別	年齢別		
	十五歳以下	十六歳—六十歳	六十歳以上
男	一人	一七人	四人
女	一〇	一六〇	五〇
計			二一人

地區内の労働能力及協同利用に出役する労働能力

地區内農業従業者は男二一人、女二一人にして年齢別農業従業者は十五歳以下男女共無く、十六歳より六〇歳迄は男一七人、女一六人にして六〇歳以上は男四人、女五人でこれを合すれば男二一人、女二一人にして本農事實行組合は外部よりの雇入れはない。従つて協同利用に出役する労働能力は同じである。

出役等に関する交通の便否、耕地との距離

一般に農家は集團的にあり又農道は昨年各自道路に沿ふ所有者が奉仕的に改修をなし交通の便は良い。耕地と各農家との状況は地圖を参照されたい。

出役割當方法及備勞力に對する勞賃

出役割當方法は別になく備勞力もなし、特に勞力不足の場合一時手傳ひを受けたる勞力は必ず勞力を以て返済し勞賃を支拂ふ事はない。

畜力

牛は專業農家一〇戸が全部所有してゐる。十年以前は牛組と云ふ組織があり二軒で一頭を共同所有し、一日交替使用にて十日間宛飼養管理をなしてゐた。

ニ、共同作業場及協同農機具の種類、及び台數と其の概況

共同作業場

建物の様式 瓦葺平屋

棟数 一
坪数 九坪

農用器具機械種類別臺數

1、原動機

(イ) 電動機

馬力

臺數

購入先 農機具商

1/4馬力

一臺

" 農機具商

1/2馬力

四臺

" " 農機具商

二五馬力

一臺

" " 農機具商

計

六臺

(ロ) 發動機

馬力

臺數

購入先 農機具商

二・五馬力

一臺

" 農機具商

三・五馬力

三臺

" 農機具商

計

四臺

(ハ) 其の他

(畜力、水力等)

畜力

ナシ

水力

ナシ

2、作業機

種類	臺數	購入先
動力脱穀機	七臺	農機具商
動力糶摺機	一臺	"
瑞光精米機	一臺	"
瑞光精麥機	一臺	"
揚水機	一臺	"
板野式耕耘機	一臺	岡山農機具商
碎土器	七臺	農機具商
噴霧器	一臺	"

共同作業場の位置及利用者住宅との距離

共同作業場は精米精麥の場合のみである。作業場と利用者との距離は遠い所で一町、近い所はすぐ近所(組合長の家)である。

移動式器具機械の保管場と設備利用場所との距離

移動式農機具、脱穀機及び糶摺機は前者は耕地でなされ後者は全戸動力線を取付けて庭先でなす。保管所は保管責任者があつて四人分擔して之を保管し毎年交替する。
器具機械及役畜等の管理方法

機械は保管責任者（四人分擔）により保管する。
設備の利用順位

精米機は隔日に運轉せるを以て各自隨時に使用をなす。脱穀は申込順序になし、脱穀は、従つてそれに準ずるものとす。

設備の協同利用をなす場合の出役方法

別に出役方法はなく、脱穀、脱糶は各戸が一人宛出役するを原則とするも實際はその農家家族二人出役し、脱穀ならば他に組合員四人出役し、脱糶ならば二人、耕転作業は一人（技術運轉者）文出役し、順次各戸廻りとする。

器具機械の運搬又は設備を利用す可き農産物の運搬に要する努力負擔の方法

組合員相互に努力を相融通をなし、機械はリヤカーにてこれを運搬し、作業中の農産物の運搬方法は各々分業的に行つてゐる。

利用料の徴收方法

利用料は一反當り脱穀、脱糶、耕転、碎土、噴霧消毒を入れて拾圓を徴收する。揚水は別に一反當り拾五圓徴收する。此れは利用料其の他一ケ年間の消耗費修繕費改造費を見込んでの徴收額で、元金年賦償還が終れば反當前者は二圓後者は五圓の見込といふ事である。

ホ、經費に關する事項

品名	数量	價格	購入年度
揚水ポンプ	一	四、〇〇〇、〇〇	大正五年

右モーター (二五馬力) 八五〇、〇〇
〃 十四年(大正五年のモーターと取替のもの)

開閉器 (部分品) 一 一六〇、〇〇
〃

合 計 五、〇一〇、〇〇

糶 摺 機 一 八〇、〇〇
〃 昭和七年十二月

萬 石 一 三〇、〇〇
〃

四分ノ一モーター 一 五五、〇〇
〃

米 攪 器 二 三八、五〇
〃

精 米 機 一 五六、〇〇
〃

合 計 二五九、五〇

二分ノ一モーター 二 二三四、〇〇
〃 昭和十三年

コ ー ド 八百尺 一六〇、〇〇
〃

發 動 機 二 四八〇、〇〇
〃

發 動 機 一 一二〇、〇〇
〃

脱 穀 機 五 四五〇、〇〇
〃

碎 土 器 七 一四〇、〇〇
〃

作 業 車 五 一〇〇、〇〇
〃

合 計	五〇尺	二五、〇〇〇	
二分ノ一 モーター	二	二三四、〇〇〇	昭和十四年
トラクター(發動機付)	一	七五〇、〇〇〇	
脱 穀 機	二	一八〇、〇〇〇	
コ ー ド	八〇〇尺	一六〇、〇〇〇	
合 計		一、三三四、〇〇〇	

二四

設備に要する資金の調達方法

(イ) 利用者出資

設備は一戸當耕作反別に出资额を決定し設備費の一部に充て、他は資金として十人以上の連帯責任により無擔保にて産業組合よりの借受けと勸業銀行低利資金貸付金によるものである。

(ロ) 補助金

農林省助成金

無し

縣助成金

昭和十四年灌溉應急対策助成によるもの

灌溉用ポンプ

九三六圓

碎 土 器

三五圓

其 の 他

無し

資金償還方法

利用料として一反當脱穀、糶摺、其の他より拾圓及び揚水は一反當拾五圓を徴集し此の一部を以つて資金償還に充當する。

農機具の協同利用に関する收支決算

前述の如く利用料として各戸より一反當單位にて徴收する。

ヘ、農機具協同利用と關聯せる附帶事業

附帶事業として共同炊事の設立が現在本組合に於て要望高くなりつゝある。農繁托兒所はなし。共同作業は米の共同受檢のみで他にはない。

ト、各種團體との關係

各種團體との關係なし

チ、農機具協同利用による經濟思想及地方産業自治に及ぼしたる影響

二五

農業機械化とその協同利用により組合各農家は経済的にその機械化を圖り勞力運用の計畫化と一方協同精神の涵養と相俟つて部落民運精神が強化され公共心は厚く相互扶助の觀念により区域内組合員は更に部落常會に於て次第に親睦となり總べて一致協力部落協同体は農機具の協同利用からと云ふモットーのもとになされつゝある。特に他の農事實行組合の農業機械化と協同化の先驅として活躍しつゝある。

リ、農機具協同利用前と比較して農業經營に及ぼしたる影響

耕作關係

組合區域一戸當耕作面積は一町二反七畝にして多く男子の手に依り耕作され居た。農機具協同設備利用の完成により男子は勿論區域内の女子に耕作さるゝ狀況となり、過勞になることなく常に勞力に餘力を生じ明日への勞働の計劃立案と、精神的疲勞少なくなるに至つた。一方耕地面積の擴大を圖る傾向に及ぼんとしつゝある。又從來麥作に於ては稻作との關係より耕種關係は常に遅くれ勝であつたが耕耘機の協同設備による共同利用の結果深耕と適期の播種及び麥作面積の増大は甚だしく、前者にありては反當收量の増收を、後者にありては面積に於て二割を増し共に増收を擧げるに至つた。

副業關係

動力機械使用の結果養蠶をなす者は勞力の分配の調節其の宜しきを得一時不況時代より盛になる傾向あり、養蠶經營者以外の者にあつては叭製縫機を各戸に所有し叭製造がなされ特に動力機械協同利用化によりその製造數は多數に及ぶに至つた。

肥料

自給肥料の増産をなし又郡農會主催にて各農事實行組合單位に於ける堆厩肥共進會を行ひ三等賞を獲得した事がある。

生産物の品質及價格

動力機械使用により稻摺作業では碎米少く玄米の光澤良好で従つて品位向上し品質の統一を期しつゝあり特に米の共同受檢の成績はその実績九八%の合格を示しすに至つた。

勞力

器具機械の共同利用を爲すに至り勞力の分配良好となり、春秋に於ける多忙時に雇入勞力は全部除かれ、常雇人も其の數減少し猶副業（主として叭製造）を行ふ様になつた。

農家經濟

事變下に於ける勞力補給對策及び生産確保がなされ、特に揚水機の効果たるや甚大で旱魃の被害は、協同設備として大正五年開始以來その影響なく農家經濟に不安なからしめ、又勞力餘剰の副業に依る收入増加等の爲め農家經濟は良好となつた。

又、幣害又は不便と認むる事項其の他今後改善の必要ありと認むる事項及之が對策に於ける指導者の感想

動力農機具資材關係及農道の問題である。特に後者は昨年各戸が道路に面する所有地を寄贈し、勞力奉仕をなし

農道を改修し運搬の便を圖つた。其の他別に幣害と認むる事項はない。而して十三戸に於ける動力機械の設備に於いて稍不經濟の所があれども本組合は他の組合の協同利用の一雛型としてその先驅をなしてゐる點を誇りとしてゐる。特に耕耘作業にありてはその實績より耕耘機二臺購入しなければならぬといふ事である。又原動機の休止期間中に於ける家庭炊事改良問題として水道利用に應用せんと計畫したけれども事變により中止のまゝ今日に至つてゐる。

保証責任 田邑村信用販賣購買利用組合

——岡山縣^{トクマ}苫田郡^{トクマ}田邑村^{トクマ}大字^{トクマ}上田邑^{トクマ}壹番地——

イ、農機具協同利用地區の位置地勢並産業經濟

區域

農機具協同利用區域、田邑村一圓にして二四農事實行組合より組織される。

位置、地勢

本村は苫田郡の南部に位し、南及東は津山市に接し北は一宮村、香々美南村西は芳野村に境して行政区劃は上田邑、下田邑の二大字よりなつてゐる。平田、見内、丸林、岩子、榎、宿、萬代、吉采、上采、平尾、川西、川東、瀬戸の十三部落に分れ面積一〇、二一平方杆にして周圍山を以て隣村と天然の境界をなした盆地である。村の北部より發して中央に流れる紫竹川は瀬戸の狭谷より津山市二宮に入り吉井川と合流する。地質は粘土質であつて道路其の他一般に悪く、又四圍山地の爲、土地の高低甚しく、水利關係は一般に良好である。

交通運搬

交通は概ね不便であるが香々美南村より村中央を貫通して南津山市二宮に至る縣道と村の中央縣道より分岐して東南に走る津山市西寺町に通ずる改修せられた村道がある。最寄都市としては津山市があり村とは約一里位の距離である。

産業

区域内耕地田二五五町四反、畑四七町、山林三一七町九反、原野一町一反總戸數三五七戸にして其の職業別戸數は左の通りである。

職業名	農業	商業	工業	俸給生活者	労働者	大工	左官	その他	計
戸數	三〇二	六	三	六	二八	五	二	五	三五七

内産業組合加入員數三五七人にして農事實行組合員戸數三三四である。

一般に純農村であつて農業戸數三〇二戸の内自作兼小作二二二戸小作四〇戸である。土地は粘質土にして滲透性悪く耕耘作業は困難である。産業別収入は次の如し。

農業	二二五、六三一圓
工業	八、八四七圓
その他	一七、四二二圓

内主なる作物を示せば、

種類

作付面積

收穫高

價格

米	二五七、三坪	五、三二〇石	一七七、八四五圓
麥類	五七、七坪	七五九石	一二、八七六圓

註、麥類とは大麥、小麥、裸麥である。

經濟

土地所有面積別に示せば、

土地所有面積別	戸數	五反未満	五反一町	一町二町	二町三町	三町五町	五町一〇町	五〇町以上
土地所有面積別	戸數	一六七	五七	七一	九	五	〇	一

更に本村農家戸數三〇二戸の内耕作面積所有別戸數を見ると、

所有耕作面積別	戸數	五反未満	五反一町	一町二町	二町三町	三町五町	五町一〇町	十町以上
所有耕作面積別	戸數	一五九	五九	五四	一三	一〇	六	一

而して耕作面積別戸數は、

耕作面積別	戸數	五反以下	五反一町	一町二町	二町三町	三町以上
耕作面積別	戸數	一〇九	八二	一〇五	六	〇

であつて家庭經濟は到底農業本位を以つては至難である。故に津山市に出稼をして一般農耕の業務は婦女と老幼者の勤勞に委ねられてゐる有様である。

前述の如く本村は十三部落を二十四の農事實行組合に区分して各農事實行組合は昭和十二年頃に設立せるもの多
く、本村産業組合にあつては農事實行組合設立に關して昭和拾壹年拾貳月卅一日期限内に農事實行組合を設立する
ものにして産業組合に加入するものは登記手續を引受け、又農事實行組合助成並に取扱規程により補助金を交付し
農事實行組合の設立と産業組合加入及び連絡の密接を圖り産業組合がその中核となり農會と相提携して一村一體戰
時下農業經營上計畫的組織と農産物生産力維持擴充に全力を捧げ農業報國に努力しつゝある。左記に農事實行組合
助成並に取扱規程を参考の爲め挙げる。

農事實行組合助成並ニ取扱規程

- 第一條 本組合ハ組合員ノ組合事業共同利用ヲ促進シ産業及經濟ノ統制ニ資センカ爲本規定ニ依リ農事實行組合
ノ設立及加入ヲ助成シ且ツ是本組合事業利用ニ付特別ノ取扱ヲナスモノトス
- 第二條 本規程ニ於テ農事實行組合ト稱スルハ産業組合法第十條ノ二ニ依リ設立スル農事實行組合トシテ以下ノ
條又ハ單ニ農組ト略稱ス
- 第三條 本組合ノ地區内ニ於テ農組ヲ設立セントスルモノアルトキハ本組合ハ其ノ設立手續ヲ指導シ且ツ設立ノ
届出及設立登記申請ノ事務ヲ代辨スルモノトス
- 第四條 農組ヲ設立シ本組合ニ加入シタルトキハ助成金トシテ一農組ニ對シ金二圓三十錢ヲ交付スルモノトス
但シ昭和十一年十二月三十一日迄ニ設立及加入ノ手續ヲ了スルモノニ限ル
- 第五條 前條ノ助成金ノ交付ヲ受ケントスル農組ハ加入ト同時ニ金額ノ出資拂込ヲナスモノトス

第六條

本組合員タル農組カ本組合ヨリ資金ヲ借入タルトキハ本組合ハ其ノ拂込ミタル貸付利子ノ内百分ノ五ノ
割合ヲ以テ割戻金ヲ交付スルモノトス 但シ元利金ノ支拂期限ヲ延怠シ其他借入ノ契約ニ違背シタルモ
ノハ此限りニアラス 且ツ特別底利ナル貸付ニ對シテハ割戻ヲ爲サス

第七條

本組合員タル農組カ其ノ組合員ニ配給スヘキ物品ヲ本組合ヨリ購買シタル場合ハ其ノ購買代金ノ拂込ヲ
六ヶ月以内猶豫スルコトヲ得 但シ購買代金ノ拂込ヲ延滞シ其ノ他取引状態不良ト認めタル農組ニ對シ
テハ其ノ以後本條ノ猶豫ヲナサザルコトアルベシ

第八條

本組合員タル農組カ其ノ組合員ニ配給スベキ物品ヲ本組合ヨリ購買シタルトキハ左ノ標準ニ依リ歩合金
ヲ農組ニ交付スルモノトス此ノ限りニアラス
一、肥料一袋一叭ニ付金一錢以内

二、其他雜貨購買代金一月ニ付金壹錢五厘以内

第九條

前條ノ歩合金ハ毎年々度末之ヲ交付スルモノトス

第十條

本組合員タル農組カ本組合ノ依頼ニヨリ其ノ組合員ノ生産シタル物品ヲ取纏メ本組合ハ其ノ農組ニ對シ
左ノ標準ニ依リ取纏メテ手数料ヲ交付ス 但シ豫メ手数料ヲ交付セサル旨ヲ公表セルモノニ付テハ此限
ニアラス

一、穀物 一俵ニ付金一錢以内

二、其他 隨時本組合長ニ於テ之ヲ定ム

第十一條 前條ノ販賣申込ハ農組ニ於テ之ヲナシ其ノ販賣假渡金又ハ販賣代金ノ支拂ハ農組ニ對シ之ヲナス

但シ必要ニ依リ當該農組ヨリ申出アリタル時ハ出前者ニ對シ直接取引ヲ爲スコトアルヘシ

第十二條 前條但書ノ場合ハ農組ハ出荷者ノ氏名數量及其旨明記シ組合ニ申出ツルモノトス

第十三條 本組合員タル農組ニシテ其ノ業績優良ナリト認ムルモノニ對シテハ本組合ハ之ヲ表彰狀又ハ褒賞金品ヲ交付スルコトヲ得

第十四條 前條ノ表彰ハ左ノ事項ヲ調査シ組合長ニ於テ詮衡シ理事會ノ議ヲ經テ決定ノ上組合總會ノ席ニ於テ之ヲナス

一、本組合事業利用ノ狀況及取引ノ狀態

二、本組合依屬事項ノ實行狀況

三、組合員和衷協同ノ狀況

四、組合ノ一般的狀況

附 則

第十五條 本規定ハ昭和十一年十一月五日ヨリ之ヲ實施ス

右ハ昭和拾壹年拾壹月拾叁日理事會ニ於テ議決ス

農事實行組合長手當

一組合平均 十圓 計二四〇圓ヲ支出シ之ヲ組合員數及各組合ノ事業分量ニ應シ支出ス



猶本村に於ける動力農業機械普及及臺數に就いて述べれば次の如し。
本村に於ける動力農業機械普及及調査

(一) 原 動 機

種 類

臺 數

發 動 機

三六臺

電 動 機

一

計

三七臺

(二) 作 業 機

脫 穀 機

一九臺

扱 摺 機

二四

精 米 機

二

精 麥 機 (米搗機)

五

肥料粉碎機

一

苧麻剝皮機

一

揚 水 機

二

之を所有者別農機具臺數を示せば次の如し

所有者別農機具普及臺數調

所有者別	産業組合	農事實行組合	農家個人所有	村内營業者	計
石油發動機	二	二三	一〇	一	三六
電動機	一	一	七	一	一〇
脱穀機	一	一	一	一	四
精米機	一	一	一	一	四
精麥機	一	一	一	一	四
肥料粉碎機	一	一	一	一	四
苧麻剥皮機	一	一	一	一	四
揚水機	一	一	一	一	四
計	二	二三	一〇	一	三六

註①村内營業者ハ一戸デアル

②農事實行組合所有トハ共有ノモノ

ロ、農機具協同の動機事情協同利用後に於ける經過概況

本村にありては特に經濟更生計畫により農機具協同利用が叫ばれ産業組合より資金の積極的援助と相俟つてなされてゐる。特に事變下に於いて勞力節約生産費の低下並に生産擴充と米の調製統一、共同受檢、依裝、出荷等の關係から其の痛痒を感じ更に益々能率増進の必要を認め動力農機具を各農事實行組合が共同購入して今日の狀態に至つた。

農機具協同利用組織型態

前述の如くに本村に農事實行組合を二十四設立して、其の組織型態及各實行組合別所有機械の種類臺數を簡単に述べれば次の如し。

各農事實行組合協同所有動力機械臺數調

農事實行組合名	部落名	組合員數	耕作面積	基本收量	發動機	電力機	脱穀機	精米機	苧麻剥皮機
平田	平田	一七	一七、三	三八七〇斗	一	一	一	一	一
見内	見内	一九	一八、八	四一〇八	一	一	一	一	一
岩子	岩子	一一	一、二	二四三〇	一	一	一	一	一
上東	上東	九九	八、六	七六四〇	一	一	一	一	一
上東	上東	九九	四、七	一四九五	一	一	一	一	一
彼上	彼上	一〇	一、七	一三二〇	一	一	一	一	一
吉代	吉代	九	一、七	二六五四	一	一	一	一	一
萬代	萬代	三	七、一	一七四五	一	一	一	一	一
萬代	萬代	三	八、二	一九三〇	一	一	一	一	一
宿代	宿代	二	二、八	三〇一八	一	一	一	一	一
中下	中下	二	四、八	二七〇〇	一	一	一	一	一
上中	上中	二	三、五	一九八一	一	一	一	一	一
西上	西上	九	八、二	一六九〇	一	一	一	一	一
川東	川東	一八	九、八	二八五〇	一	一	一	一	一

備考	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計
	川東	川東	川西	平尾	平尾	平尾	計

備考 一印ハ共同利用ヲ示ス

註 農事實行組合の区域及範圍の決定は舊部落制度によれば動力機械の運搬、共同利用を示す場合の出役、及勞力交換等の不便なる點を考慮に入れ大部落例へば覆の如きは覆下、覆中、覆上、覆西の四區分として、農事實行組合を組織してゐる。

農機具協同利用の開始年

昭和拾貳年經濟更生運動により積極的に進められたもので、特に脱穀、稲摺は古くから爲され昭和十二年以前にありても拾位の農事實行組合には既に行はれてゐた。

協同利用地區の施設事業

1、農機具機械の協同利用による作業

2、共同作業

稲種の共同採種圃による分配

苗代の共同消毒、米の共同受檢及依裝

ハ、其の成績

動力農用機械運轉技術者調査

組合員で技術者であるもの

農事實行組合員で技術者であるもの

而して技術の習得方法は一般に縣農會主催の農機具取扱講習會より技術を習得しその技術者が各組合員に直接技術を教へて現在に及んでゐる。

以下各農事實行組合別に述べる事を選び特に優良なる実績を擧げてゐる宿、及び川西農事實行組合に就いてのべることとする。

1、宿農事實行組合

本組合は組合員十二人を以て組織し左の設備を有する。

農機具協同利用の爲の設備

(イ) 原動機	種類	臺數	馬力	式	購入先	購入せる年	價格
---------	----	----	----	---	-----	-------	----

石油發動機	一	二・五馬力	クボタ	商人	昭和六年	四〇
(B) 作業機						
種類	臺數	様式	購入先	購入せる年	價格	
稲摺機	一	關谷式	商人	昭和六年	二七五、〇〇	
精米機	一	光輝式	商人	昭和十年	七五、〇〇	
主要産物						
米	七五〇俵	麥	一〇〇俵			

作業の時期及作業日数延時間数作業分量

作業の種類	時期	作業日数	延時間数	作業分量
稲摺	自十二月三日 至十二月十四日	一〇日	九〇時間	米八七五〇俵(玄米)
精米	(月二回十五日兩日)	一年通じて二四日	一九二時間	同組合地区内の食米量のみ、但し一日一五俵位精白することがある

設備の利用順位

稲摺作業にあつては主として庭先に於て行ふ。順位は稲の乾燥順序にして普通二回位巡回して終了するものである。

精米作業は一定場所に据つけ一定日(月二回)に各自隨時申込順に使用し其の精白分量は地域内の食米量のみを

精白するものである。

農機具協同利用の設備保管所と利用者住宅との距離

實行組長は責任を以て農機具を保管するもので當農事實行組合にあつては公會堂に保管する、保管所と各農家との距離は遠い所は三町内外にて近い所は三十間内外の場所まで至極便利である。

本實行組合に於ける技術者調べ

技術者數	員數	年齡別
	二人	三八才 一人、四〇才 一人

技術の習得方法は岡山縣農會主催の講習會による。

利用料

作業別	單位	價格	備考
稲摺	一俵	二〇錢	庭先にてなす。
精米	一俵	三〇錢	一定場所にてなす。

器具機械の運搬又は設備を利用す可き農産物の運搬に要する勞力負擔の方法

稲摺作業にあつては各農家の庭先で行ひ各組合員の稲乾燥順序に巡回し(勿論農家の配置は考慮す)此の間の勞力負擔は總て利用者の負擔として運轉技術者は交替にて出役する。

經費

(1) 設備費

年次	機械の種類	臺數	價格
昭和六年	石油發動機	—	—
昭和六年	粉摺機	—	二七五圓
昭和十年	精米機	—	七五圓

(2) 設備に要する資金の調達方法

石油發動機及粉摺機は政府低利資金貸付によるもので年賦償還として昭和十二年二月支拂済である。又精米機にあつては組合員から資金として四五圓徴集した。徴集方法は組合員の能力に応じて出資せるもので最高出資額三圓最低出資一圓五〇銭である。残りの三〇圓は粉摺作業による利用料を充てた。

2、川西農事実行組合

本組合は農家戸數二二戸にして實際の農機具協同利用は十九戸で他の農家は大地主にして例外となつてゐる。

種類	馬力	臺數
(イ) 原動機	馬力	臺數
サカタ發動機	二、五	一臺
ニューライト	二、五	一臺
(ロ) 作業機		

種類	樣式	臺數
粉摺機	ローサ式	一臺
萬石	金田式	—
脱穀機	野田式	—

以下省略して特に本組合の粉摺決算を参考の爲述べれば次の如し。

川西農事実行組合に於ける年次別粉摺決算

年次	粉摺袋數	實費	一俵當實費
昭和四年	一一七九	五〇、二〇圓	四、二六圓
昭和五年	一四四八	五〇、六二	三、四九
昭和六年	一三〇五	六五、二五	五、〇〇
昭和七年	一三一四	四八、五八	三、六九
昭和八年	一五四二	六七、九〇	四、四〇
昭和九年	一三四一	六九、五八	五、四八
昭和十年	一三一八	四一、八四	三、九三
昭和十一年	一三五八	三三、八〇	二、四八
昭和十二年	一四三九	四四、一〇	三、〇八
昭和十三年	一四六九	六九、九七	四、七七
昭和十四年	一〇一五	一〇三、〇八	一〇、一〇強

註 實費とは動力機械の修繕及石油其の他の消耗費を指す。

以上の如く年次別に見れば昭和十四年は一俵當一〇錢一厘強である。之は發動機の修理費二拾五圓とその糶摺俵数の約四百俵の減少（早魃によるもの）と一般的消耗費の高價となつた原因である。

例、昭和十三年度糶摺決算

糶摺俵數	一四六九俵
費用	六九圓九七錢
一俵當實費	四錢七厘七毛
費用内譯	
發動機掃除	三、五〇
同 パツキン	〇、八五
ロール(其の他)	二六、〇〇
石油(十一罐)	三一、三五
渾發油	六四、七
ワツクス	〇、三〇
レーシング	一、二〇
計	六九、九七

糶摺俵數	實費割當金額	實費以外 一俵當二錢	合計徴收金額	徴收金ノ内 割戻金額	差引徴收金	氏名
六三俵	三、〇〇五	一、二六〇	四、二六五	一、五四〇	二、七五二	藤原 喜兵衛
八六	四、一〇二	一、七二〇	五、八二二	〇、〇〇〇	四、二八二	藤原 喜兵衛
一〇八	五、一五一	二、一六〇	七、三一〇	〇、〇〇〇	五、七七二	藤原 喜兵衛
八二	三、九一一	一、六四〇	五、五五一	〇、〇〇〇	四、〇一一	田島 爲太郎
七五	三、五七七	一、五〇〇	五、〇七七	〇、〇〇〇	三、五三七	池田 頼政
九九	四、七二二	一、九八〇	六、七〇二	〇、〇〇〇	五、一六二	中尾 頼治
五四	二、五七五	一、〇八〇	三、六五五	〇、〇〇〇	二、一五五	池田 正男
八五	四、〇五四	一、七〇〇	五、七五四	〇、〇〇〇	四、二一四	井原 米藏
六八	三、二四三	一、三六〇	四、六〇三	〇、〇〇〇	三、六〇三	池田 厚一
七五	三、五七七	一、五〇〇	五、〇七七	〇、〇〇〇	三、五三七	高尾 俊治
五七	二、七七八	一、一四〇	三、八五八	〇、〇〇〇	二、三一九	高尾 俊治
七〇	三、三三九	一、四〇〇	四、七三九	〇、〇〇〇	三、一九九	高尾 俊治
四三	二、〇五一	一、八六〇	二、九一一	〇、〇〇〇	一、三七一	井原 俊治
一一四	五、四三七	二、二八〇	七、七一七	〇、〇〇〇	六、一七七	藤原 俊治
八六	四、一〇二	一、七二〇	五、八二二	〇、〇〇〇	四、二八二	田島 達治
六〇	二、八六二	一、二〇〇	四、〇六二	〇、〇〇〇	二、五二二	藤原 俊治
八五	四、〇五四	一、七〇〇	五、七五四	〇、〇〇〇	四、二一四	井原 俊治
九四	四、四八三	一、八八〇	六、三六三	〇、〇〇〇	四、八二三	井原 俊治
六五	三、一〇〇	一、三〇〇	四、四〇〇	〇、〇〇〇	二、八六〇	藤原 俊治
計 一四六九	七〇、〇六三	二九、三八〇	九九、四四三	二九、二六〇	七〇、二二三	十九人

此れは各戸の俵數の異なる點より出役労働關係を考慮に入れ一俵當實費四錢七厘七毛を各戸より徴收する外に一

依當二錢増徴收してその徴收總金額九九圓四四三厘より費用七〇圓(六九圓九拾七錢)を各戸當り依數に應じて支拂ひ殘金を平等に拂ひ戻す方法を取るものである。

以上の如く特にこの村に於ける優良な農事實行組合の例を述べた所以である。

ニ 協同利用地區内勞働關係
一年間及一日の勞働

本村は平均一年間の勞働日數二二〇日で一日平均六時間乃至七時間である。

地區内總人口(村)	男	一、四二九人	女	一、三四二人	計	二、七七一人
農家人口	男	七六六人	女	八一四人	計	一、五八〇人

年齡別農家人口及年齡、農業従業者

年齡別農家人口	年齡別		年齡別		計
	性別	年齡別	性別	年齡別	
年齡別農業従業者	男	十五歳以下	十六歳—六十歳	六十歳以上	計
		二四五人	三八二人	一三九人	
	女	二六〇人	四二〇人	一三四人	八一四人
		十五歳以下	十六歳—六十歳	六十歳以上	計
	男	一六人	三四二人	七二人	四三〇人
		一三〇人	三七七人	六二人	四五二〇人

協同利用に出役する勞働

農機具協同利用に出役する勞働は各一戸當一人出役するものである。

畜力關係

昭和十年	昭和十一年	同十二年	同十三年	同十四年	現
牛 二二〇頭	一九七頭	二一八頭	二二六頭	二三四頭	二六三頭

以上の如く年次別に見れば事變前は昭和十一年より二三頭減少し昭和十二年支那事變勃發と同時に急激にその飼養戸數を増大しつゝある。之れは主として畜力の利用と自給肥料對策の原因によるもので又積の生産を目的とされてゐる。積一頭は平均一〇〇圓内外である。馬は〇〇頭にして馬耕に使用する事なく馬力車による運搬専門の業者が使用してゐる。

ホ、共同作業場及農機具協同施設の種類、及臺數
共同作業場

本所	産業組合所有のもの
支所	建物の様式、瓦葺平屋建 棟數、一 坪數、三三坪七五 板農事實行組合に讓渡した。

農機具別種類及臺數

別表一及別表二を参照のこと。

設備の利用順序

設備の利用は脱穀作業にあつては耕地で行ひ、稲摺作業は庭先で行ふものである。各農事實行組合によりその作業について特に稲摺の如きは依装迄で行ふ組合（例平尾）と依装せず玄米を依に入れる迄をなす組合（例川西）とがある。脱穀は普通二回巡回として各戸順に行ひ、稲摺作業は主として稲乾燥順とすれども大体に於いて脱穀順位に従ふものである。

設備の協同利用をなす場合の出役方法

各戸一人當出役するもので川西組合の如きは十九戸を五班に分け一班當四戸として脱穀、稲摺作業には各戸一人當出役するもので動力機械運轉上不足労働者数はその農家々族が随時出役して作業の圓滑を圖るものである。脱穀は一日平均運轉時間七時間一反當三五錢（一反當收量平均六俵）で一依當六錢である。稲摺は一日平均運轉時間六時間で一時間正味能力十二依であるから七二依である。

へ、経費に関する事項

一、設備費

設備費は當該産業組合が各農事實行組合に購入資金の融通を爲し、農機具協同利用化運動に積極的援助したのである。

二、設備に要する資金の調達方法

(イ) 利用者出資

各農事實行組合別にその方法は異なれども大体に於いて耕地面積別によるものである。

(ロ) 補助金

助成金交付なし。

ト、農機具協同利用と關聯せる附帶事業

共同炊事、農繁托兒所 一般共同作業等（以前は少し行はれた事もある）は實施されざるを以つて該當事項なし、各種團體との關係 無し

リ、農機具協同利用前と比較して農業經營に及ぼした影響

耕作關係

農機具協同利用は特に脱穀、稲摺に於いては稲刈作業後機械化により作業期間の短縮よりもその期間内に於ける筋肉労働の疲労防止に役立つてゐる。一方労働の餘力によりて間接的效果として組合員の保健に良結果を收めてゐる點である。又調製の統一徹底により自ら出荷の早出となつて二毛作である麥作の増産と津山市へ通勤による出稼者が次第に多くなりつゝある。

副業關係

從來本村は毎年菘、繩等多數購入してゐたが農機具協同利用化により餘剩勞力を以て自家用菘、繩の製造をなすに至つた爲め農家經濟は非常に好轉しつゝあるは本村に於ける特筆す可き點である。

出稼關係

耕地面積三〇二町四（田二五五町四、畑四七町）で一戸當一町である。本村の出稼者は、現住人口男八一四人中六二人にして、女の出稼はなく多くは女子の手に移り耕作さるゝ状況となつてゐる。出稼先は主として津山市である。

肥料

勞力の餘剰を以て自給肥料（堆肥・綠肥）の増産をなし、施肥の改善を圖り自給肥料の合理的使用による生産確保に努めつゝある。

生産物の品質及價格

優良農機具の協同利用により米質は良好となつた。即ち碎米による損失及び玄米の光澤破損率少く其の他のものにも良結果を収めてゐる。

勞力

動力機械の協同利用により勞力の分配良好となり、春秋に於ける多忙時の雇入勞力を全部除き得、尙餘剰勞力にて莖、繩の自家用製造を行ふ様になつた。

農家經濟

勞力の節約、副業及出稼收入等により農家經濟は有利になりつゝある。
又、弊害又は不便と認むる事項其の他今後改善の必要ありと認むる事項

- (一) 農道問題、村費を以つて農道改修の補助をなし必要な箇所より着々と實施されつゝある。（註―地圖參照）
- (二) 水利問題、これも前項と同じく昭和十二年の經濟更生計畫により改善改修をなしつゝ今日に及んでゐる。

保証 三輪信用販賣購買利用組合
責任

秋田縣雄勝郡三輪村

イ、農機具協同利用地区内の地勢、産業及經濟
農機具協同利用区域

三輪村一圓なるも全村を拾部落に區分し部落毎に農事實行組合の設立ありて、全戸加入し更に其の下部組織として八五の隣保班がある。

地 勢

本村は雄勝郡の西北に位し、其の境域は雄勝川に沿ひ幡野村に接し南は西馬音内町及山田村と接し北は平鹿郡睦合村に接して居る。土地は概ね平坦にして土質は腐植土（五割）壤土（三割）砂壤土（二割）にして地味肥沃で水利も概して良好である。

交 通

交通は縣道、村の中央を走り村内三ヶ所に雄勝鐵道の停留所があり極めて至便にして湯澤町に一里半、西馬音内町に一里の距離である。

地区内の産業經濟

1、地域内の耕地

土地面積	田	八〇六町八反
	畑	一三一町一反
	山林	三三町六反
	原野	七四町七反
	宅地	五一町四反

耕地所有面積別戸數

耕地所有面積別	戸數
五反以下	一五七
五反―一町	九六
一町―二町	四九
二町―三町	三二
三町―五町	二九
五町―十町	九
十町以上	五

耕作面積別戸數

耕作面積別	戸數
五反以下	七六
五反―一町	一一二
一町―二町	一七〇
二町―三町	一三六
三町以上	五六

地区内全戸（農家）一戸當田畑面積 一町七反

2、戸數及人口

總戸數 七二七戸

總人口 四、二二五人

内 男 二、一五二人
女 二、〇七三人

職業別戶數

職業別	農業	商業	工業	公務自由業	その他
戶數	五五〇戶	四六戶	二二戶	四〇戶	六九戶

自小作別戶數

自作	七二戶
小作	一六九戶
兼作	三〇九戶

3、主要農産物

種類	數量	作付面積
米	二〇、〇〇〇石	八〇〇町
麥	七五石	七町
雜穀	五一〇石	三四町
蔬菜	二〇一、〇〇〇貫	六七町
果實	二四、〇〇〇貫	一四町
蒔	五、〇〇〇貫	四〇町

ロ、農機具協同利用動機事情及協同利用後に於ける經過概況と成績

農機具協同利用の動機事情及協同利用經過概況

農機具協同利用の先驅は下開部落（戸數十九戸）にして部落民は協同精神に富み早くから農業經營に協同的施設を取入れつゝあり。偶々昭和六年秋田縣に於て農機具協同利用の模範的試驗地區を設置することとなり、下開部落が指定せられ、縣の助成と指導とに依り機械化、協同化が行はれたのである。農機具設備の指導設計は當時試驗場の小西源助技師（米國に行き農機具に付き研究したる人）が之に當つたのである。而しながら農家は矢張り腕用の器具を使用するものありたる爲めそれ等舊式の農機具は全部残らず賣却せしめ、協同利用化の徹底を圖つたのである。尙原動機六、五馬力は能力過大のため其の後三、五馬力と代へた。

因みに當時の設備せる農機具を示せば

電動機	ヤンマー	六・五馬力	一臺
籾摺機	野田式		一臺
精米機	清水一號		一臺
調製機	坂上		一臺
脱穀機	丸宮		二臺
製繩機			二臺
繩仕上機			一臺

其後昭和十一年三輪村が、農林省より經濟更生特別助成村に指定せられるに及び、國庫より多額の助成金を受け三輪村産業組合を通じて三輪村全部（十農事實行組合）に互り機械化、協同化を實現したのである。斯くして機械の協同利用化全村に及びたる爲め、營業者に於て生活の脅威を受くるに到り、その精米機、粃摺機各一臺を買収した。

農機具協同利用組織の型態

農機具協同利用化の組織型態は全村を十部落（十農事實行組合）に区分し、産業組合を本所となし（産業組合の最寄の一部落は本所の設備を利用する）他の九部落即ち九農事實行組合を支所とし産業組合との關係に於ては、本所と支所の關係にある。而して十農事實行組合は法人組織にして全部産組に加入し、また村農會の下部組織となつており、農機具協同利用に關しては、産組と村農會が表裏一體の關係に於て指導してゐる。

農機具協同利用の開始年

下開部落（下開農事實行組合）は昭和六年より、殘りの全部落は昭和十一年より開始した。

其の成績

1、動力農用機械運轉技術者調査

農具商及縣試驗場主催の講習會を開催し、村の産青聯盟友のうち、活動的な三十歳前後の青壯年を部落毎に選抜し受講せしめ技術の習得をなさしめた。

2、作業の時期及使用日數延時間數と作業分量

作業の種類	時期	使用日數	一日平均	延時間數	作業分量
耕 耘	自四月二十日 至五月二十五日	三五日	七時間	二四五時間	一日（十時間）五反歩
脱 穀	自十月十日 至二月末日	六〇日	五時間	三〇〇時間	一日（一臺）一千束 粃二十四石玄米十三石
粃 摺	自十月十日 至二月末日	九〇日	五時間	四五〇時間	一日四〇俵
精 米	一年中	三〇〇日	八時間	二四〇〇時間	一時間三俵一日二四俵

3、消耗品の名稱種類數量

電 力 年 額 八四〇圓
石 油 一、八五五圓（五三〇圓）
ゴムロール 六〇〇圓

4、修繕又は改造

修繕は農具商を湯澤町、横手町、秋田市等より招き日當として一回約二十四位支拂ふ。尙之等修繕改造等費用は

年額五〇〇圓前後である。

5、協同利用による生産物の販賣方法
生産物は全部産業組合が統制販賣をなす。

6、副産物の種類又は利用方法
粃殻、及糠は農家に於て自家用に使用する。

ハ、協同利用地区内労働關係

一年間及一日の労働並に行事

一年間労働日數約二九〇日間 其他半日休み(農村の休日)三〇日間 全休みは正月前後十八日間 盆八日間
お祭り其他約二十日間

田植時は一日十一時間 除草九時間 脱穀調製は七時間位である。

地区内總人口 四、二二五人

農業従業者數 一、九四八人 内 男 一、一五〇
女 七九八

年齢別農家人口

十五才以下	男 七二一人	女 七〇二人
十六才—六十才	男 九〇一人	女 八三三人
六十才以上	男 一八六人	女 一九一人

年齢別農家農業従業者數

十五才以下	男 一四二人	女 七六人
十六才—六十才	男 八九六人	女 六一一人
六十才以上	男 一一二人	女 六一人

出役等に關する交通の便否及耕地との距離

交通は他町村に比し至便にして農道は全線リヤーカーが入り耕地も部落を中心としてゐる。

出役割當方法及備勞力

出役割當方法は勞力に余裕のある農家にて出し他は金に換算 秋の精算に於て出す。

勞賃は男一、五〇圓 女一、二〇圓 但し田植時期は男二、二〇圓—二、五〇圓 女二、〇〇圓—二、二〇圓
從來の労働慣行 勤勞奉仕 勞力移動調整方策共同作業五人組との關係

十の農事實行組合を八十五の隣保班に分ち共同作業を中心としてゐる。勤勞奉仕は必要と認めらるゝ農家にのみ
隣保班毎に之を行ふ 尙勞力移動調整は田植時期に於て最寄西馬普内町と移動勞力契約をなし四班に編成三五〇人
移動調整をなす。 隣保班(五人組)は五人—六人多いところは十五人位の組織員である。

畜力 牛馬各頭數 機械化による増減、畜力關係

昭和十五年度末に於て馬二三頭 牛九五頭にして牛は増加の傾向にあり、自動耕耘機は目下四臺に過ぎないた
め耕耘機の畜力に及ばず影響はなし。畜力は主として耕耘(馬、牛)整地、收穫の運搬に供せられて居り下開部落に

於て畜力除草（助成によりて）を十町歩程行ふ。

ニ、協同利用の作業場及農用器具機械の種類及臺數
農機具機械別種類及臺數（全村）

1、原動機		
イ、電動機		四臺
ロ、石油發動機		一七
2、作業機		
イ、糶摺機		二一
ロ、脱穀機		七
ハ、自動耕耘機		四
ニ、精米機		九
ホ、製粉機		一
ヘ、精麥機		一
ト、押麥機		一
チ、壓搾機		一
リ、製糶機		九九
ヌ、製筵機		七九

部落別共同作業場及農用器具機械別種類臺數

1、本所
 一、作業場 三輪村産業組合利用部 (利用農家 六〇戸)
 二、農機具

昭和一、一、二、三	購入年月日	種類様式	臺數	購入先
〃		電動機 芝浦 五馬力	一	縣購聯
〃		糶摺機 瑞光二號	一	〃
〃		精米機 清水特號	一	〃
〃		精麥機 乾流	一	〃
〃		押麥機	一	〃
〃		製粉機	一	〃

備考 本所の設備を利用するものは主として組合事務所所在の清水部落(四〇戸)最寄の鳥居部落(二〇戸)なるも
 精麥、押麥、製粉機は全村利用である。

2、支所
 杉宮共同作業場 (利用農家 一〇四戸)
 一、作業場

木造平屋建 間口四間 奥行六間 二四坪
 此の工費金一、二〇〇圓 昭和十一年十二月竣工

二、農機具

購入年月日	種類様式	臺數	價格	購入先
昭和一一、一二、三	電動機 芝浦五馬力	一	三九五、〇〇	縣購聯
"	稲摺機 瑞光二號	一	二一二、〇〇	"
"	精米機 清水一號	一	一六五、三〇	"
"	中間裝置其他	一	一九五、〇七	"
"	製細機	一〇	二七五、一〇	"
"	製筵機	八	一四一、六〇	"
計			一、三八四、〇七	

一、作業場 田畑共同作業場 (利用農家 三二戸)

木造二階建 間口三間 奥行四間 十二坪
 此の工費金六五〇圓 昭和十一年十一月竣工

一、農機具

購入年月日	種類様式	臺數	價格	購入先
昭和一一、一二、三	發動機ヤンマー二馬力半	一	一八〇、〇〇	縣購聯
"	稲摺機 瑞光三號	一	一四五、〇〇	"
"	米撰器 愛友	一	一四、五〇	"
"	精米機 清水二號	一	六五、〇〇	"
"	連動裝置	一	九、八五	"
"	製細機	五	一二〇、〇五	"
計			五三四、四〇	

一、作業場 貝澤共同作業場 (利用農家 八五戸)

木造平屋建 間口四間 奥行四間 十六坪
 此の工費金五二〇、〇〇〇圓 昭和十一年十二月竣工

二、農機具

購入年月日	種類様式	臺數	價格	購入先
昭和一一、一二、三	電動機 芝浦三馬力	一	二五〇、〇〇	縣購聯
"	稲摺機 瑞光二號	一	二二二、〇〇	"

計	精米機	清水特號	一	一七〇、〇〇	〃
〃	米攪器	愛友	一	一四、〇〇	〃
〃	中間裝置			五一、四八	〃
〃	製繩機		二	六一、六〇	〃
〃	計			七五九、〇八	〃
〃	昭和一一、一二、以降	發動機	戸畑	三馬力半	不詳
〃	同	同	トヒ	同	〃
〃	同	同	ヤンマー	二馬力半	〃
〃	同	同	久保田	二馬力半	〃
〃	同	同	耕耘機	センター	〃
〃	同	同	脱穀機	齋藤式	〃
〃	同	同	籾摺機	齋藤式	〃
〃	同	同	同	秋山	〃

六四

鳥居共同作業設備 (利用農家 二〇戸)

一、農機具

購入年月日	種類様式	臺數	價格	購入先
昭和一二、一一、一	發動機 トハタ 一馬力半	一	一六五、〇〇	縣購聯
〃	籾摺機 齋藤式	一	八七、七五	〃
〃	萬石 三重	一	三八、〇〇	〃
〃	製繩機	四	一〇九、〇八	〃
計			三九九、八三	
昭和一一、一二、以降	發動機 トハタ 三馬力半	一	不詳	農具商
〃	籾摺機 齋藤	一	〃	〃
〃	脱穀機	一	〃	〃

備考 鳥居區四〇戸の内二〇戸は本所の利用部を使用する爲め共同作業場無し。

京塚共同作業場 (利用農家 一二戸)

一、作業場

木造二階建 間口四間 奥行三間 十二坪

此の工費金五五〇、〇〇〇 昭和十年四月竣工

二、農機具

購入年月日	種類様式	臺數	價格	購入先
昭和一一、一〇、一〇	發動機 ヤンマー二馬力半	一	一七五、〇〇	縣購聯

六五

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
製繩機	瑞光 三號	一	一三六、〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
精米機	清水 二號	一	一二四、〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
米撰器	愛友式	一	一四、〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
連動裝置			九、八七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
製繩機		二	五八、五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計			五一七、三七	〃	〃	〃	〃	〃	〃

赤袴共同作業場 (利用農家 五九月)

一、作業場

木造二階建 間口三間 奥行五間 十五坪

此の工費金八〇〇、〇〇〇 昭和十二年十月竣工

二、農機具

購入年月日	種類様式	臺數	價格	購入先
昭和一一、一〇、二〇	電動機 明電 三馬力	一	三五〇、〇〇	縣購聯
〃	稲摺機 瑞光 二號	一	二三〇、〇〇	〃
〃	精米機 富士式及ベルト	一	一一五、〇〇	〃
〃	米撰器	一	一五、〇〇	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
製繩機		一〇	二四八、四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
製莖機		五	八八、五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計			一、〇四六、九〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和一一、一〇、以降	發動機インターナショナル三半	一	不詳	農具商					
〃	發動機 トヒ 三馬力半	一	〃	〃					
〃	脱穀機 深瀬	一	〃	〃					
〃	稲摺機 岩田	一	〃	〃					
〃	稲摺機 齋藤式	一	〃	〃					

野中共同作業場 (利用農家 六三月)

一、作業場

木造平屋建 間口三間 奥行四間 十二坪

此の工費金三〇〇、〇〇〇 昭和十年十月竣工

二、農機具

購入年月日	種類様式	臺數	價格	購入先
昭和一〇、一〇、一〇	發動機 トヒ 四馬力半	一	二八〇、〇〇	縣購聯
〃	稲摺機 岩田	一	一九〇、〇〇	〃

精米機 清水 一號	一	一七〇、〇〇	〃
中間裝置	一	一五〇、〇〇	〃
發動機 トハタ 一馬力半	一	一五五、〇〇	〃
糶摺機 齋藤式	一	八七、〇〇	〃
米撰機	一	一四、五〇	〃
製繩機	五	一四六、二五	〃
製蒞機	二	三五、四〇	〃
リヤカー	一	五〇、〇〇	〃
計		一、二七八、一五	〃

大久保共同作業場 (利用農家 五九月)

一、作業場

木造平屋建 間口四間 奥行四間 十六坪

此の工費 五〇〇、〇〇〇 昭和八年十月竣工

二、農機具

購入年月日	種類-様式	臺數	價格	購入先
昭和八、一〇、一	水車	一	五〇〇、〇〇	縣購聯

〃 一二、九、一〇	發動機 ヤンマー 二馬力半	一	一七五、〇〇	〃
〃	發動機 トバタ 一馬力半	一	一六五、〇〇	〃
〃	中間裝置	一	一一三、二七	〃
〃	米撰器 愛友	二	二九、五〇	〃
〃	糶摺機 瑞光 二號	一	二四七、〇〇	〃
〃	糶摺機 齋藤式	一	八〇、〇〇	〃
〃	糶摺機 秋山式	一	八〇、〇〇	〃
〃	糶摺器 腕用 秋山式	一	六〇、〇〇	〃
〃	脫穀機 齋藤式	一	一三五、〇〇	〃
〃	精米機 清水 一號	一	一六五、〇〇	〃
〃	製繩機	五九	一、〇三四、六五	〃
〃	製蒞機	六一	一、一八六、四〇	〃
〃	移動式 連動裝置		三〇、〇〇	〃
計			四、〇〇〇、八二	〃

下開共同作業場 (利用農家 一九月)

一、作業場

土蔵造平屋建 間口四間 奥行六間 二十四坪
 此の工費 古建物に付不詳

二、農 機 具

購入年月日	種類	様式	臺數	價格	購入先
昭和 六、九、二〇	發動機	ヤンマー	一	四〇〇、〇〇	縣購聯
"	杵搥機	野田	一	三五〇、〇〇	"
"	精米機	清水	一	二〇〇、〇〇	"
"	調製機	坂上式	一	一五〇、〇〇	"
"	發動機	ヤンマー	一	二四〇、〇〇	"
"	脱穀機	丸宮	二	三〇〇、〇〇	"
"	製繩機		二	五八、五〇	"
"	製苧機		三	五三、一〇	"
計				一、七五一、六〇	

共同作業場の位置及利用者との距離

共同作業所は部落の中心にありて利用者宅とは近接してゐる。

移動式器具機械にありては其の保管場と設備利用場所との距離

移動式のもの管理(運轉技術者)の宅に保管す、保管者宅は主として部落の中心にあり、尙製苧機、製繩機(動力以外のもの)は各生産者個々に貸付け置く。

器具機械の管理方法

各農事實行組合(部落)毎に運轉技術者を責任者とし管理す。

設備の利用順位

作業の進捗状況、緩急の度合等を考へ農事實行組合に於て定むるも不平殆んど無し。

設備の利用をなす場合の出役方法

自己努力によるも不足分は努力に余悠のある者が出す。

器具機械の運搬又は設備を利用す可き農産物の運搬に要する努力負擔の方法

利用をなすものが作業場へ持つて行く。移動式のもの利用するものが機械を保管者の宅より持つて来る。

出役及雇勞力に對する勞賃手當等の負擔又は勞力交換の方法

利用者に於て負擔し年度末に於て過不足を精算す。而して最高の受拂額は二十五圓位(一日勞賃一圓五十錢平均)である。尙運轉技術者の手當は一日二圓程度である。

利用料を徴收するか否か及其の處分法

利用料は、脱穀一束六厘 杵搥一俵十六錢 精米(精白の場合)一俵に付き二十二錢 耕耘一反歩當り三圓五十錢の割にして、實行組合にて徴收す。

ホ、経費に関する事項
設備費

昭和十一年	本所分	九七七、三八圓	(特別助成施設)
"	支所分	九、三四〇、〇〇圓	(")
昭和十二年以降		約五、〇〇〇、〇〇圓	(其後に於ける独自の施設)

設備に要する資金の調達方法

昭和十一年經濟更生特別助成村指定に依り國庫助成金を基礎として各農家が出資(農事實行組合へ出資をなす)をなし、産業組合にても負擔をし、更に低利資金を借受け設備した。

設備費内譯 (但し昭和十一年國庫助成による特別助成施設分のみ)

本所分	イ、自己資金(産業組合)	九五、〇〇圓
	ロ、國庫助成金	三八〇、〇〇圓
	ハ、低利資金	五〇二、三八圓
支所分	イ、利用者出資	二、二四〇、〇〇圓
	ロ、國庫助成金	四、一〇〇、〇〇圓

ハ、産組負債擔	三〇〇、〇〇圓
ニ、低利資金	二、七〇〇、〇〇圓

資金償還方法

低利資金は各農事實行組合にて返済す。期限は七年—十年の低利資金にして利率三分八厘に對し一分三厘の利子補給あり。

共同作業に関する收支決算

毎年二月(舊正月)總會の際各農事實行組合(部落)毎に精算する。

農機具の協同利用に関する收支決算

前に同じ。

利益金又は損失の處分方法

利益金は修理費、恵比壽講の経費等に充つるも尙剰余ありたる際は積立金となす。損失金は無し。

へ、農機具協同利用と關聯せる附帶事業

農繁托兒所。全村六ヶ所に開設す。一ヶ所約一五〇人を收容保母は愛婦、國婦、學校の先生が之に當る。開設期間は六月五日より十五日迄の十日間。

共同田植 共同整地 苗代(共同管理)

ト、各種団体との關係

村の各種団体とは常に融和をなしおるも殊に農會、産組、役場よりは絶えず指導を受け作業の合理化を圖つてゐる。尙村長、農會長、産業組合長は同一人にして助役、産組の専務理事も同一人なり。行政區は五大字なるも區長制度は無く、十實行組合長（十部落）が部落常會長を兼ねてゐる。従つて全村融和の實績が擧がつてゐる。

チ、農機具協同利用による經濟思想及地方産業自治に及ぼしたる影響（効果）

舊部落民制度に及したる影響

なし

部落民連帶精神の強化と其の影響

連帶精神は非常に昂揚された。

公共心の厚薄相互扶助の觀念

公共心相互扶助の精神は著しく涵養された。

農機具協同利用前と比較して農業經營に及ぼしたる影響（効果）

耕作關係

有畜農業を取入れ農業經營の高度化を行ひ、經營規模を向上せしめた。

副業關係

勞力の繁閑の差を調整し、副業（藁工品、繩、叭筵）を盛んならしめた。

勞力

勞力の不足を補給緩和せること著しく、生産力維持に役立つた。

勞力移動關係

事變以來應召現役〇〇〇名を出し工場方面へ男女、二七〇名、滿洲へ十九家族七三名を、義勇軍三名を送出したにもかゝらず、なほ且つ相當の増産實績を擧げた。

肥料

餘剩勞力を以て自給肥の増産をなしたが、その主なるもの左の如し。

堆肥	二、七二二、六〇〇貫	元	二、二六二、〇〇〇貫
綠肥	一七四、〇〇〇貫	〃	一一一、〇〇〇貫
厩渣	二六、〇〇〇貫	〃	二四、〇〇〇貫
鶏糞	三四、〇〇〇貫	〃	三〇、〇〇〇貫

生産物の品質及價格

稍向上した。

農業經濟

農家經濟を好轉せしめた。（一戸當り平均收入一、七九九圓 支出一、六四九圓 差引一五〇圓）

ヌ、弊害又は不便と認むる事項其の他今後改善の必要ありと認むる事項及之が對策に於ける指導者の感想

弊害又は不便と認むる事項

イ、機械化の場合には總ての處理が粗放になる。即ち脱穀調製の際稻穂が粗末になり粃が飛ぶ、耕耘も淺耕



今後改善の必要ありと認められる事項

- となる。
 - ロ、利用の順番を待つ間に労力の調整がうまく行かぬことがある。
 - ハ、機械に頼り過ぎる様になる。
 - ニ、筋肉労働が少くなるため樂をする氣になる。
 - ホ、修繕が簡單に出来ぬため其の間は作業が出来なくなる。
 - ヘ、維持費（修繕費、石油、電気、ロール）が掛る而も現金支出である。
- 今後改善の必要ありと認められる事項
- イ、自動耕耘機は深耕出来る様改善の要がある。
 - ロ、機械の様式に依り部分品が異なるため修繕、其の他に非常に不利不便を感じる。故に部分品規格を統一して何れにも合ふやう改善の要がある。
 - ハ、簡易に修理が出来るやう機械を改善されたきこと。
- 之が對策に於ける指導者の感想
- イ、機械化地區に於ける規模の適正を期すること。即ち機械化の際は基礎的調査をなし消化の合理化適正化を期すること。
 - ロ、最も優秀なる機械を設備し、技術者を得ること。
 - ハ、石油特にゴムロールの配給を速にされたきこと。尙ゴムロールは購入困難に付緩和されたきこと。

以上

昭和十六年一月二十八日 印刷納本
昭和十六年一月三十一日 發行

【定價 四拾錢】

著作
權有

東京市麹町區有樂町一丁目十一番地
編輯兼發行人 中島寅之助

東京市京橋區木挽町一丁目十五番地
印刷人 福田吾市郎

東京市京橋區木挽町一丁目十五番地
印刷所 恒陽社印刷所

發行所

東京市麹町區有樂町一丁目十一番地
產業組合中央會

電話九ノ内（自二五五一―至二五五五
四自三七六一―至四三七九
振替口座東京四七二四番

410
201

終

